

平成18年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成18年3月7日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政運営方針及び議案第1号の質疑
- 日程第 2 議案第2号～議案第13号の質疑
- 日程第 3 議案第14号～議案第16号の質疑
- 日程第 4 議案第28号～議案第32号の質疑
- 日程第 5 議案第33号～議案第42号の質疑
- 日程第 6 議案第43号～議案第47号及び議案第50号～議案第51号の質疑

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局長
西那須野
支所長

織田哲徳君

農業委員会
事務局長

八木源一君

田口勇君

塩原支所長

櫻岡定男君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡部義美

議事課長 石井博

議事調査係長 斉藤兼次

議事調査係 渡邊静雄

議事調査係 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。

22番、相馬司君より欠席する旨の届け出があります。



◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。



◎市政運営方針及び議案第1号の

質疑

○議長（高久武男君） 日程第1、平成18年度市政運営方針及び議案第1号の件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

2番、岡部瑞穂君。

○2番（岡部瑞穂君） 18年度歳出予算について伺いし、確認をさせていただきます。

10款教育費、1項4目の塩原地区スクールバス運行費という203事業がございますが、新湯・上の原の小中学生は、JRバスの定期代が、通学補助金として出ておりました。これがなくなるとは、定期バスの運行が赤字路線のため廃止になるということからでございます。この地の生徒の通学スクールバスの運行が実施され確実にあるかどうかを確認させ、伺わせていただきます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 4月から、新湯線が、

JRバスが廃止になりますのに伴いまして子供たちの通学の足が奪われるということで、現在スクールバスを運行するという前提で調整を図っております。実現は間違いなくいたします。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 2点ぐらい。

一般会計歳出の衛生費の中で、1項4目、79ページです。その中で、狂犬病予防事業ということですが、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区とありますが、各地区でどのぐらいの頭数が登録されているのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、同じ農林水産事業のほうの103ページ、黒磯地区の鳥獣保護管理事業ということで、有害駆除、サル保護、それからサルの保護管理パトロールと出ていまして178万4,000円。それから、サル・クマ捕獲わなということで60万円かな。それで西那須野地区、同じなんです、有害駆除捕獲ということで25万円。塩原地区のほうで、有害駆除捕獲ということで、有害駆除等の指導員ですか、これがどのぐらいの人が指導しているのか、また有害駆除の捕獲頭数と、それに準じたどのぐらいの方がどんなような形で有害駆除に携わったのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬力君） 狂犬病の予防注射の関係でございますけれども、登録ということですが、一応予算の中では、黒磯が250頭の登録手数料。それから、西那須野につきましては120頭。それから塩原地区につきましては70頭と。これは、登録の手数料ということで予算化しております。

ただ全体の登録数ですが、全体的にちょっと今、資料ないですけれども、黒磯でいきますと注射済

みの交付的な部分から見ますと2,200頭というような手数料として見ております。全体の数字はちょっと調べたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、鳥獣保護関係についてお答えをいたします。

最初に、黒磯地区の鳥獣保護関係の委託料の内訳でございますが、カモ、カラスの委託事業として3,000円の135人を見ておまして、40万で組んでおります。次に、クマ関係については、4,000円の50人の3回ということで60万を組んでおります。サルは個体数関係の調査については45万を見ております。あとサルの保護管理パトロールということで猟友会にお願いしているわけなんですけれども、それについては33万5,000円を計画をしております。

あと備品購入関係でございますが、それらのサル、クマの捕獲用のわなといたしまして、サルにつきましては5台、クマにつきましても5台、サルについては1台5万円、クマについては1台7万円の予算を組んでおります。

次に、西那須野地区の鳥獣保護管理関係ですが、カモ、カラスの駆除関係で、単価は同じなんですけれども、50人を見ておまして15万、クマにつきましても、単価は同じで、25人の1回で10万の合計25万で予定を組んでおります。

次に、塩原地区の委託料関係ですが、最初に鳥獣等の対策指導員、これにつきましては、年間を通して鳥獣対策等の指導をお願いしているわけなんですけれども、日数的には年間200日、予算的には216万で見ております。

次に、塩原はキジ、カラス、カモ等の捕獲等で30万、クマ、シカ等の対策、捕獲等で40万、サルについては25万、それぞれ見ております。

それで、捕獲関係の18年度の予算に対する予定等につきましては、サルのみは予定を見ているわけなんですけれども、塩原につきましては約50頭ぐらいの捕獲を見ております。黒磯につきましては30頭前後の捕獲を見ております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 登録件数ですが、黒磯が約3,500、それから西那須野地区が2,500、塩原地区が700、合わせますと約7,000頭弱ということでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 狂犬病のほうは大体そうかなと思っても何か、かなり頭数が増えてんのかなというのは、散歩する方々、また各家庭でも今はそういう形の中で犬をかなり飼っている方が多いのかなということで、大体のことはわかりました。ありがとうございます。

続きまして、有害駆除の件なんですけれども、もう1点ちょっと、先ほどの報告で大体把握はしたんですけれども、これ塩原地区で鳥獣対策指導員ということがあるんですけれども、これはどういう形で、そうすると黒磯地区、西那須野地区では、そういう対策指導員はないんですよね。ここに立ち上がるまでの何かがありましたら。また、こういうのはただ塩原地区だけでいいのかどうか。かなり黒磯地区もサル公害とかクマ公害に悩まされておると思うので、その辺はどのような考えがあるのか、ちょっとわかりましたらお願いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） では、お答えします。

黒磯で先ほど説明申し上げましたサルの保護管理パトロール、塩原で鳥獣対策指導員が、もう同

じという解釈でお願いしたいと思います。

予算的には若干の違いがありますが、対策指導についても年間を通じてパトロールをお願いしているということでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） おおむね、大体、了解しかねない点もちょっとあるんですけども。

そうすると、塩原地区では鳥獣等対策指導員という形がどのようにとられてその指導員が決められたんだか。そうすると、黒磯地区で今あるサル保護管理パトロール、これはそういう指導員の資格というか、それを持つ方がやっているのかどうか。その辺をちょっとわかりましたらお願いします。どういう形で塩原地区では、そういう対策指導員ができたのか、その辺をお願いしたいんです。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 黒磯地区につきましては、猟友会に推薦をお願いして、その推薦された方にパトロールを委託しているということでございます。

塩原につきましても、一応推薦なわけですが、それなりの捕獲とか猟銃とかの許可を持ってないとパトロールはできませんので、そういう資格者に対して指導をお願いしているということでございます。

○議長（高久武男君） 次に、4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） それでは、議案第1号、平成18年度一般会計予算の中から何点かご質問をしたいと思います。

まず、歳入の部で3款利子割交付金のほうでございますが、これは予算執行計画書の2ページになります。8,000万計上がされているわけでございますけれども、議案資料の説明では、平成16年度の決算額及び平成17年度の交付見込み額を考慮

したとなっております。

しかしながら、平成16年度決算では4,200万5,000円、平成17年度予算では3,900万となっております。倍増している理由は、多分定期性預貯金が大量に満期を迎えたことによるものなのかなど、このように思うんですが、その根拠の説明をお願いをいたしたいと思います。

次に、歳出のほうでございますけれども、3款民生費の1項6目、ページでいきますと62ページでございます。高齢福祉費のところ黒磯地区の敬老事業がございます。この中に敬老記念品ということで掲載をされておりますけれども、黒磯地区におきましては過去において、合併前でございますけれども、夫婦が75歳以上、そしてちょうど結婚50年というのに該当する方には記念品を支給していた経緯がありますが、合併前と合併後のちょうどはざまに対象となったご夫婦で、支給漏れというものがあつたように聞いておりますが、今回の予算の中には、その対応も加味しているのかどうか、これを聞きたいと思います。

次に、4款1項4目でございます。衛生費でございますけれども、この中の環境衛生費、ページでいきますと78ページでございます。この中の浄化槽設置整備事業に関してでございますが、建設事業費補助金1億3,692万というふうにございますけれども、合併処理浄化槽何基分の補助であるのか、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 利子割交付金のご質疑がございました。

平成17年度の実績を見込ませていただきました。今現在、決算見込み額といたしましては8,400万ほどでございます。それに準じた形で、今回の計上をさせていただいたところでございます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 敬老会の記念品の中での、結婚50年のご夫妻についての質問についてお答えいたします。

平成17年度については、合併を記念するとともに、その年にちょうど結婚50周年を迎える方ということを基本にして、全部で62組の方に記念品を贈呈いたしました。

この事業については、平成17年度限りということで、今年度については予算計上しておりません。

以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 浄化槽の台数でございますけれども、いわゆる補助対象分は340基でありまして、市単独分が21基と、合わせまして361基を予定してございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 歳入の利子割交付金、私、17年の予算のほうでカウントしましたものですから、まだ決算の額が判明してなかったものですから、わかりました。了解いたします。

次に、歳出の3款民生費、1項6目の高齢福祉費のところですが、この問題は予算措置しておらないという、ただいま部長のご答弁ですが、実は昨年、一昨年ですか、今で言いますと。ちょうどご夫婦のうち片方が75歳にならなくて、しかも結婚が50年ということで、これは該当にならなかったわけです。夫婦ともに75歳以上ということですから。

それはおととしの話です。そして、では奥さんが74歳だったので、今度来年になれば、つまり去年になれば75歳、両方とも75歳、結婚は50年以上になると。これは記念品もらえるものだと思って楽しみに、元気で夫婦頑張ろうねということでしたところ、合併して、他地区にはその習慣がないということで、実は、またそのちょうど50年で

はなくて51年になってしまったということで、実は記念品をもらえなかったということで、非常に残念がっていたという話を聞きました。

言いかえれば、合併による、何と申しましょうか、被害者と言ってもいいのか、犠牲者と言ってもいいのか、このケースは、それほどたくさんあるわけではございませんので、むしろおととしまでやっていて、去年になって該当する、51年になって、ぴったり50年ではないかもしれませんが、51年になる人であっても、本来であればもらえた部分というのはあるわけですので、その方々については、やはり元気老人をこれからもどんどんふやす意味においても、刺激になる部分においても、何とかこの該当者がたくさんあるわけではございませんので。今回の予算の中で、ぜひ対応していただけないかなと、このように思うわけですが、再度この点についてお伺いいたします。

それから、浄化槽設置整備事業についてですが、市単合わせて361基ということで大分、ますます例年、年を追うごとにふえてきているということで、その分、水洗化率が進むものというふうに思われるわけですが、この合併処理浄化槽の設置の考え方といたしまして、下水道の事業認可区域外が主に対象になるというふうに理解をしているんですが、事業認可区域内であっても、いわゆる下水道の布設が数年かかってしまうというような地域においては、希望がある場合に、この合併処理浄化槽の補助事業の対象になるのかなのか、この点について再質疑をいたしたいと思えます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

この制度は、合併前の黒磯地区にあった制度でございまして、議員おっしゃるように、17年度に

該当になる方、大変楽しみにしていた人が結果的に被害等ということで、大変ご迷惑はかけたかと思えます。

塩原あるいは西那須野地域については、こういう制度がございませんでしたので、うちの方で考えた制度についての理解はそれなりにしていただいたというふうに考えております。

では、黒磯地区の方のいわゆる被害となった方をどうにか救済するということでの、何か別な、あるいはこの制度をもう一度ということになりますけれども、高齢福祉に関する、いわゆる財政的な面も、三位一体改革に伴って自立支援等の補助金等も廃止になりました。

そういった中で、従来行ってきた元気老人対策、いわゆる自立支援の事業については単独でも継続して実施していく予定でございますので、そういった面での高齢者の事業に充てていきたいという考えで、現状では難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 浄化槽の区域外、区域内の話でございますけれども、区域外につきましては、基本的に国の補助対象区域ということになりますので、区域外については先ほど申し上げました340基の中で対応すると、こういう形です。

区域内につきましては、期間の問題はあると思えますけれども、例えばあと一、二年で、こういう問題については除外しても、将来なかなか入ってこないということであれば、この市単独の10基分で対応していくと、こういう考えでおります。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 合併処理浄化槽については了解しました。

どうもちょっとこだわりたいんですが、この高齢福祉費の件で敬老記念品でございますが、では今年75歳以上のご夫婦で、ちょうど結婚50周年どんびしゃの方は対象になるわけですね。その制度もなくなったんですか。いや、なくなったのであれば、これはいたし方ないという部分なんですけど、たまたま去年はありましたので、それが50年ではなくて51年になってしまったということで不支給ということで、この方々、何組かしかないと思えますので。

それで、確かに先ほど部長のご答弁では、財政状況のご説明もありましたけれども、1組、多分あれ紫の座布団で五、六千円ぐらいだったかと思うんですが、もしまあ、いろいろ調べるにしても、個人情報保護法もありますので、あまりそれが情報がひとり歩きしていろいろと問題があるということもあるのかもしれませんが、ケースとしてそれほどないのであれば、むしろ気持ちよく、その制度に移行する間のはざまのほんの数件漏れたという部分で、これは逆に、そういうふうに出さないように決めてしまったからやりませんということではなくて、出しても、これはだれも異論は唱えないと思うんです。その点再度ちょっとお考えをお聞きしたいのと、ぜひそういうことで温情味のある施策を講じていただきたいなということでございます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） この制度を実施するに当たっては、市民福祉部内でも相当議論はいたしました。行きつく結論に達したのは、やはり3市町の合併記念の年ということで、結婚50周年をちょうど迎える方、ご夫妻ということに限定して、平成17年度限りの事業というふうにいたしましたので、今、議員がおっしゃる、高齢者に向けての何かその温情のある施策ということについて

ては、今後の研究課題とさせていただきたいと思
います。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、まず、市政運営
方針と予算を絡めて、何点かお聞きいたします。

市政運営の基本姿勢で、市民の目線に立つとい
うことは、もう何べんも市長がおっしゃっており
ますので、その辺のところは本当に、そのとお
りやっただいてよしいかというふうに思いま
す。

その次に、公正で公平な市政運営を行うこと
ということと、3番目の市の一体感の醸成に努める
ことという、この2つを絡めてちょっとお聞きし
たいんですけども、私すごく醸成という言葉に
不思議な感じがしたんです。市の一体感の形成に
努めるとかっていう、私なんかだったら醸成なん
て言葉を使わないで、形成とかというふうにする
のに、ここで何ゆえに醸成。

醸成というのは、きっと醸造するとかというこ
とで、機運が来るまで穏やかに時間をかけて発酵
するまで、そういうような意味合いで、すぐには
しないよということをお知らせするのかなとい
うふうに思ったんですけども、そういうような
ニュアンスが、合併後急いで一体感はつくらない
よというふうに読み取れたんですけどもこの辺
の、言葉じりをとらえているようなんですけども
、案外これは本質をついているような気がする
んですけども、その辺のところ、こういう言
葉にわざわざ、形成でなく醸成というふうにした
のはなぜなのか。その辺のもし、この言葉の奥に
あるものがありましたら聞かせていただきたいと
思います。

私は、一体感のある均衡ある発展とか、そんな
ような言葉のほうがよかったのにと、勝手に人の
掲げたものを直してみたんですけども。もちろ

ん均衡ある発展というのは金太郎あめで、同じよ
うにすべてするというのではなく、もちろん個
性を生かしたまちづくりの推進というようなど
ころで、次のところに行きますと、それを無視して
同じようにしなさいということにはなっていない
ので、もちろん金太郎あめのように、黒磯地区の
ところに何をつくったから、西那須野地区につく
って塩原地区につくるとかということも均衡ある
発展というふうには、私は思っておりませんので、
そこは誤解なくやりとりをしていただきたいとい
うふうに思うんです。

そういうような観点で予算を見ていきますと、
最初に主な事務事業、新たな取り組み拡大、拡充
というようなところで、ここが今年度のポイント
なんだなということで説明資料がついてあります。
その中だけをずっと、これだけを限定して見てい
きますと、平成18年度、快適な生活空間づくりと
いうところでは、西那須野駅周辺は交通バリアフ
リー事業で、黒磯駅周辺は防犯カメラかって、何
かこのギャップに、もちろん西那須野防犯カメラ
もついておりますので、黒磯のところで防犯カメ
ラもないので、それも監視カメラという位置づけ
ですから、何かこのギャップ、すごいですね。

そこで、この監視カメラの設置についてお聞き
したいんですけども、これを設置するというの
は、どこから実際に出てきた提案なんでしょうか。
市から出されてきたのか警察からなのか、特定の
市民からこういうものをつけたほうが良いとい
うことで、これをつけるというふうにしたのかお聞
かせください。

次に、防災対策推進費ということで、地域、こ
こに括弧して自主と書いてあるんですけども、
防災活動支援補助金、各自治体・自治会に、自主
防災組織を立ち上げる支援として2万円の補助金
が交付されるということで予算計上されておま

すけれども、この組織というのは、国民保護計画の中に取り込まれる組織というふうな位置づけになるものなんでしょうか。何か昔の、何か戦前の隣組制度の防災組織みたいな、そんなものをイメージしちゃったんですけれども、もし違えば違うと言ってください。

それとあと、この組織というのは、その戦前のことを考えると、自主防災組織と言いながら、強制に近い誘導がされることというのはあるのかどうか、その点を確認をさせてください。

それと、もうばらばらになってしまいそうなんですけれども、次に、各種いろいろな計画が策定される年度になると思うんです。国民保護計画の策定から水防計画の策定、男女共同参画計画の策定、そういう中で、市営バス路線運行計画の策定というところもあります。この辺のところは、今懇談会等で話し合いがなされていて、それで実際には策定に対して、市民の委員も公募して策定していこうということだと思えますけれども、どのようなスケジュールでなさろうとしているのか聞かせてください。

あと地域福祉計画の策定も、やはり那須塩原市としての地域福祉計画の策定をなさるんだと思うんですけれども、これもどのようなスケジュールで行おうとしているのか。

それとあと、そこに盛り込もうとするような内容は、新たに盛り込むような内容があるのかどうか、その辺も聞かせてください。

それと、予算のところ、ちょっとこれ細かくなってしまうんですけれども、予算執行計画の中の、渡されたところのページ数でちょっといきますと、この辺、6ページちょっと見てください。ここに書いてある、6ページの1項2目民生使用料というところで歳入なんですけれども、ここで書いてあります健康長寿センター管理運営事業と

いうことで、金額は少ないんですけれども、これはどなたが支払う金額になっているのか聞かせてください。

あと次の8ページのところで、いきいきふれあいセンター使用料のところ、やはりいきいきふれあいセンター管理運営事業に充当ということで、ここでやはり60万ほどの使用料が入っています。これはどこから入ってきたものなのか聞かせてください。

それとあと、11ページのところで、堆肥センターの処理手数料が3,300万ほど、それと運搬手数料も含まれて3,325万ほどありますけれども、これが充当されるというところで、堆肥センター管理運営事業ということで、大体そんなに違いがなく金額が計上されて、歳出のほうでもされていると思いますけれども、この辺のところはこういうことから見ても、建設は補助金をもってされましたけれども、運営についてはこれからずっとこういうような感じで、独立採算的になされていくという確認、これを見たときはそういうことなのかと思うんですけれども、運営に関しては手数料で運営するという、そういう理解でよろしいかどうか。

あと、逆に独立採算でできないのは、その11ページの次のところで建築手数料だと思うんですけれども、2,000万ほどの手数料が入ってくるといふように計上しておりまして、そしてそれが出ていく部分のところでは、どうもこれは独立採算ではできないんだなというふうに思って、ではこの入るほうは、とりあえず手数料で入ってくるほうは2,000万、人件費も含めて出ていくほうほどのぐらにかかるとかという、細かい金額までではなくてもいいですので聞かせてください。

それと、あと25ページのところに行ってください。ここで、先ほど主な事務事業とか新たな取り

組み拡大、拡充というところを見ていますと、合併で市長が掲げましたところがこれであらわれてくるんだなというのは、私よくわかったんですけども、醸成という言葉、一体感を持たせたりということ、一遍にできないんだなというのは、思ったのは、新たな事業の取り組みとか拡大とか拡充というところの事業だけを見ますと、やはり今までの継続事業で行われているものが、もう既に合併前に決めてきたよ、この事業はということなんです。そういうものを見ると、やはり西那須野の事業というのが、大きな事業がぼんぼんとありまして、それで塩原なんか開都1,200年ということで、そういう基金をもって行うというようなものがぼんと出てきていますので、知らない人を見ると、黒磯って地味だよ、環境基本計画は持ってたから、それを那須塩原市のところに拡大するの。

ごみ処理基本計画は全体になりますので、そういうことを見ると、何かこれ一体感を持つのに、ちょっとすごく苦しいよねって思うんですけども、そこは考え方を改めて、西那須野であれだけ駅前のところバリアフリーをしようかなと思ったから、ではそれはそのほかの地域のところも温泉街のバリアフリーだとか、黒磯駅前のバリアフリーだのっていうふうに考えていけばいいんだ、それで醸成という言葉を使っていったんだ、それで徐々に均衡ある発展にしていこうとしたのかなというふうに思うんですけども。

そういう中でも、ちょっとこのところだけは、何かルールを決めていただかないとまずいのではないかなというふうに思ったのは、25ページなんです。合併特例債で使われるところなんですけれども、道路整備費の交付金事業とか単独事業の金額的なものを比べますと、黒磯地域、私が黒磯にいる議員だから言っているのではなく、このア

ンバランスさがどうも不思議なんですけれども、人口も面積も道路の長さも長い黒磯におけるものほうは、今回の交付金事業、整備の交付金とか、あと道路整備の事業で、私も予算をずっとチェックしていきながら分けて書いていただいているものなので、とてもすごく違和感があったんです。こういう道路整備とかってというのは、いつも懇談会のところで、道路だの上水道、下水道はいつも言われるということで、こういう数値を見てしまうと、何か合併で1つの町にするという雰囲気なくしそうな気がする。

今後、今回の予算は、どういうふうにして、優先順位ですよ、要するに。どのぐらいのところが。ここの道路は、もう緊急性がある。西那須野は緊急性のあるものばかりあったので、こういうふうになったのかもしれないんですけども、そういうところが説明できるようになっていないといけないんだと思うんです。

どういう順番ですという、明らかにここを先にやるんだしたら、こっちのほうが緊急性あるじゃないのっていうふうに言われたい、そういう順番でこういうものが計画されてきているのかどうか、その辺のところをちょっと聞かせていただきたいなというふうに思います。

まだあるんですけども、とりあえず、たくさんになっているので、わけわからなくなるので、1回目の質疑はここで終わりにいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 私の頭の中も、ちょっと整理をしながらお答えをしたいと思います。

まず、防災関係ということになります。これについては、議員が質疑の中でお話ししたような、戦前のようなものにはならないといったものは断言したいというふうに思っております。

あくまでも自主というふうな言葉がついており

ますので、地域の自主性を尊重しながら、こういった形で支援をしてみたいというふうを考えているところであります。

それから、一番最後に質疑がございました合併特例債のバランスの問題があったかと思いますが、今回の18年度の予算の編成に当たりまして、当初に申し上げておりますとおり、新市建設計画の着実な実施、あるいは既に着手している継続事業の早期完了、そういったものを十分に勘案をした上、こういった事業の採用になったということがございます。

黒磯、西那須野、塩原のその大きさ等々を踏まえたものは一切ないということがございます。事業一つ一つのやはり優先順位、そういったものを踏まえた上で、今回の予算の編成になったということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

2点ほどあったかと思いますが、まず1点目の地域福祉計画の策定事業でございますが、これにつきましては、平成17年度からの継続事業であります。従来の高齢者あるいは障害者あるいは児童を含めた、市民のだれもが住みなれた地域で生活を送れるように、地域社会全体で支え合うような福祉社会づくりをすることを目的に、従来の3つの計画を包含した計画、生活の整合性を持った計画をしていくつもりでございます。

それから、もう一点の6ページの健康長寿センターの使用料39万6,000円かと思いますが、これにつきまして健康長寿センターの1階事務室にあります社会福祉協議会の施設使用料を、市の行政財産使用料条例に基づきご負担していただくこと

でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうから答えていかどうかわかりませんが、醸成という単語については非常に、意外と難しいんですけれども、国語的といいますか文学的な話、議論するつもりはありませんので、我々の使い方的一端をお話して説明にかえさせていただきたいと思えます。

基本的に醸成、地域連帯感の醸成とか、そういうのを、使ったりする文献は、今まで大分私も見てきましたけれども、要するに行政側から強制的といいますか、そういう形で物をつくっていくという意味ではなくて、周辺環境を整備したり促したりということ、自主的な方向でそういうものが、形成という言葉も出てきましたけれども、形成していくといったときに使う、若干引いた形になろうかと思えますけれども、やはり特に今回の場合は、地域連帯感というのを、さあ皆さん理解しろ理解しろではなくて、そういう環境づくりをして、自然と心の中にすんと落ちてくるような形でのやはり一体感がなければ、概念だけの一体感では困るという意味で使ったもので、別に醸成だからゆっくりという話ではありませんで、促成栽培というのがありますから、そういうことで、そういう時間差の問題ではなくて、強制的に、単なる形式的ではないという意味で使ったとご理解いただければ大変ありがたいと思えます。

以上です。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 堆肥センターについてお答えをいたします。

本年度の歳出につきましては3,400万ほど組んでいるわけなんです、本年はオープン当初とい

うことで備品費が入っておりますので、若干多くなっております。

運営については、手数料等の収入で運営が賄うと思って考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 黒磯駅の連絡橋の防犯カメラの件についてお答えを申し上げたいと思います。

これはどこからの声だというお話でございますけれども、議員もご案内のように、若松議員から何度も一般質問されております。

そういう中で、今年度は、あの連絡橋が暗いということで窓を、暗渠になっていたんですけれども窓ガラスをつけたと、こういう状況でございます。それにあわせて防犯カメラ、西那須野駅と同じような形態で設置をしていきたいと。こういうことでつけるということで予算を計上させていただいたものでございます。

それと、土木費のバランスの関係、質問ございましたけれども、これは確かにご指摘のとおり、合併する前の継続費と、こういう関係で、バランスが若干崩れておると思いますが、現在、道路整備基本計画を立てております。そういう中で、各地区のバランスをとって今後整備をしていきたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 次に、生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 市営バス路線の検討のことでございますけれども、どういうスケジュールになっているのかというようなことだったと思っておりますけれども、まず議員がおっしゃいましたように、懇話会は公募2名を公募しまして15人で現在検討をしているところです。

17年度につきましては現状の把握、あるいはバ

ス交通の問題課題の整理、それからバス交通のあり方等の検討、市営バスの運行計画の素案まではこの17年度につくりたいという考え方であります。

18年度につきましては、実際の市営バスの運行計画の策定、それから今後の検討課題としては実際に向けての、どういう具体的な内容かというようなところを検討しまして、できれば18年度の中旬ぐらいまでには、運行計画の策定をしまして、運輸支局等々の運転の一つの協議を重ねまして、19年の4月からスタートしたいと、そんなようなスケジュールになっております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） いきいきふれあいセンターの使用料60万ですけれども、そのうち59万9,000円につきましては社会福祉協議会があそこに入居している、その使用料となっております。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 土木手数料の質疑がございました。18年度では2,022万5,000円の建築確認の手数料が入ってくるということでございます。

なお、人件費とのバランスはどうかということでございます。早乙女議員のお話のとおり、大変バランスが悪うございます。ただしこれは、那須塩原市として特定行政庁を開設をするというふうな方針のもとに実施をするということでございますので、多少やはり予算的には出が多くなってしまふということは否めない事実であろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 特定行政庁を設置した理由を聞いたかったのではなく、その差額がどのぐらいかかるものなのかを金額で聞かせてほしいので、別に細かい金額ではなくて、何千万とか、

そういう金額を、余分に2,000万から差し引いた金額で聞かせていただければいいので、それはもう一度答えていただければというふうに思います。

あと、いきいきふれあいセンターと長寿センターの使用料、社会福祉協議会の使用料だということは想像して聞いたんですけども、そのところで、今までもそういうものを取っていたのか。介護保険絡みの業者が参入しておりまして、特に長寿センターのところで、同じ土壌で闘えないということで苦情も来ておりますので、そこら辺の使用料というものは今までどうであったのかということで、それでどういう検討をなされてこの金額にしたのかということも聞かせていただきたいというふうに思います。

あと、監視カメラの設置について、この監視カメラの映像ですけども、映像をやたらに人に見せるとかって、その辺のルールというものが、西那須野でも既についておりますので、その辺のルールがあるのかどうか、提供することに対してのとか、ビデオを撮るものなのか、その辺のところもよくわからないので、それも聞かせてください。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 人件費の額でございませうけれども、手数料との差、約4,000万程度になるというふうに見込まれております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 先ほどは監視カメラについての背景は、建設部長のほうからお話ししましたが、今度は実際にこれ事業となりますと、生活課のほうの所管になっております。

今、議員が言ったようなところにつきましては、これは警察との協議をしていくこととなりますけれども、統括の責任者を那須塩原市長と、それか

ら、運用上の責任者としては黒磯警察署長と、それから運用担当としては、黒磯駅前の交番所長というようなところで考えております。

もちろん今、議員から出ましたようなところにつきましても、今言った一つの中で協定を結んで、しっかりとその管理をしていきたいと、そのような考え方でおります。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

先ほど私、健康長寿センターの事務所に社会福祉協議会が入っていると申し上げましたけれども、使用料の対象となっているのは、介護保険事業をやっている、そういう施設についていただいているということで事務所分は入っておりません。

なお、合併と同時に平成17年度から、黒磯地区あるいは西那須野地区、塩原地区も歩調を合わせて、社会福祉協議会から使用料を取るようになってございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 2点ほど簡単に質疑いたします。

まず、議案資料の8ページ、上から8行目ぐらいかと思います。小中学校耐震診断の実施が予定、計画してありますが、各学校、同年代に建てられた学校が多々あろうかと思います。それについて、この診断を受ける優先順位を決める基準、これがどのようなものかお聞かせください。

それと18年度に、小学校7校、体育館6、中学校校舎2、体育館4が計画されておりますが、これらはいずれもどこの小中学校に当たるかお聞かせください。

それともう1点は、予算執行計画書の63ページ、3款民生費の単位老人クラブ活動補助金409万

6,000円、これの補助単位老人クラブは何クラブあるか。

それと、今、西那須野地区のほうから、これ昨日松原議員のほうから代表質問の中にもありましたが、行政区も含めて絡んでくるかなと思うんですけれども、西那須野地区における単位老人クラブの会員が80名ぐらいいると。それで少ない単位クラブは二十五、六名のクラブもあると。それらがすべて同じような補助金で運営されていると、運営とかいっているということで、人数からいくと不公平があるのではないかという質問なり相談を受けております。18年度においては、その補助金のベースとなる基準ですか、これは1単位幾らでばさばさっとやったのか、それとも人数割を考慮した制度で補助金を出しているか、その辺をお聞かせください。

以上2点お願いします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） まず、耐震診断の実施基準でありますけれども、今年度、耐震診断をやる前に優先度調査というのを行いました。基本的にはこの優先度調査で、早く耐震診断をして対策をとった方がいいですよというふうに順番が序列化されております。基本的にはその順番を、まず第一番目に考えました。2番目に、それを待つまでもなく相当古いというのがありますので、それを若干加味をいたしました。

そういうことで、危険度の高い校舎なり体育館を持っている学校の耐震診断を要するすべての施設は、学校ごとに全部終わらせてしまうという考え方でこの順番を決めました。

それから、この耐震診断は、おおむね3年で対象校舎、体育館を全部終わらすという想定をしております。

それから、今年度実施予定の学校はどこかとい

うことでありますが、小学校は黒磯小、稲村小、豊浦小、穴沢小、南小、西小、塩原小、これらの校舎、体育館を耐震診断いたします。それから、中学校は黒磯中、三島中、西那須野中、塩原中、この4校の耐震診断を実施する計画となっております。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

まず、老人クラブの活動補助金に対しての算定根拠が、人数割かあるいは1単位定額で出しているのかということなんですが、これにつきましては、市内の全老人クラブともに定額で、同じ基礎数値で算出をしております。

なお、これにつきましては、合併に伴って変わったということではなくて、合併前からこのような形で算出をしております。

議員がおっしゃったように、人数によって差が出るのではないかということですが、それについては、それぞれの単位クラブの独自性を持っていただくということで、健康づくり事業ということで、そういった活動面での補助も計上しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 今の福祉部長の単位老人クラブの件なんですけれども、いろいろ活動するに当たり、また今般、先日も小学校の防犯ということがしきりに議論されたわけですが、その中で老人クラブで防犯組織をつくろう。ではゼッケンをつくろうか帽子をつくろうか。では補助金を活用してやろうか。となると、単位で補助金だけでは、人数が多いところは補助金も使いながらやっていく中で、やはり少ないというか、予算が、なかなか厳しい予算になってしまうというようなことも含まれておりますので、今後老人ク

ラブの連合会等ともいろいろお話を伺ってご相談して、公平性が出るような、納得ができるような補助金制度にしていだければと思いますので、今後の一つの参考にしていただきたいと思います。

それと、耐震の学校のほうなんです、教育部長のほうから答弁ありました。先ほどあったのは、ちょっと聞き漏らしてしまったんですが、校舎だったですか、体育館も含まれているんですか、もう一度お願いします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 先ほど申し上げた学校は、校舎も体育館も両方一遍に耐震診断を行います。

○7番（磯飛 清君） 了解しました。

○議長（高久武男君） 次に、3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、2点ほどご質問いたします。

まず、予算執行計画書の21ページでございます。こちらの18款繰入金の中で、1項1目の基金繰入金の中で、合併振興基金繰入金というのが、今回3,848万円出ているところでございます。これにあわせて、資料が、18年度の当初予算関係資料というのがありますが、一番最後の中で、基金一覧表というのがあると思うんですが、18年度当初予算関係資料、これの中の一番最後の項目で、基金一覧表というのがあります。この中で、合併振興基金が29億6,000万2,000円というような形で出ております。

この金額、かなり今大きくなっていると思うんですが、この金額の使い道についてお伺いしたい。これからの使い道。今回、若干微々たる金額が出ているというようなところで1点お聞きします。

もう一点が、これはちょっとわからないで聞くところなんです、予算執行計画書の27ページの中で、議会費をとりますが、議会給与費101事業

とか、その下に職員給与費201事業とかってありますが、この番号のつけ方というか、この辺がちょっとわからないので教えていただきたいと思っています。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 合併振興基金関係の総合的なものを企画部でやっておりますので、私のほうで答えたいと思います。

基本的には、果実運用で行っておりまして、毎年この程度の利息が確保できるということで、今回も前年同様の数字で計上になっております。

使い道につきましては、ここにありますように、塩原地区の観光振興関係は、これ1,200年関係で終わりですので、その後この分は使わないという形になります。そしてその分を19年度以降どうするんだという議論が必要なんです、まだ現在のところ、このバス路線関係、地域の一体感を醸成したり、そういう分野で、地域振興というような分野で使うお金として、国から合併特例債でいただいているという関係がありますので、そういう果実として使うわけですが、まだ具体的にこの事業とこの事業というのは。これから総合計画の基本計画等もありますので、継続してやっていくものが該当すると思いますし、かつその中で地域振興、地域の一体感、その辺の形で使うことになろうかと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） この番号でございますけれども、財政的に各事業に対して番号を振らせていただいております。要するに一方では職員が予算計上上わかりやすさ、そういったものも踏まえて、こういった番号を付して統一をさせていただいているという状況でございます。

ですから、こういったところに番号がなくても、特に問題はないわけではございますけれども、やはり議員の皆様方と職員が同じような形でご理解をいただけるということにしたいということで、この番号をそのままつけさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 合併振興基金につきましては、やはり今29億とか何がしというかなり大きなお金だと思いますので、ぜひうまく使い方をお願いしたいなど、このように思います。

また、この番号につきましては、何かこれを計算すると、この費は扶養費だ、扶助費だなどかっというような番号かなと、私ちょっと思ったので聞いただけなんです。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） それでは、歳入のところでお尋ねしたいと思います。

この固定資産税のところ、滞納処分額が昨年の当初予算から比較しますと3,470万ほど増額になっておりますが、これは景気の動向もあるのかと思いますが、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、自動車重量譲与税についてであります

が、道路譲与税も同じく市道の延長距離とか面積によってこれが算出されるということですが、新市の現在の市道の延長距離、あるいは面積についてお伺いをいたします。

次に、支出でございますが、支出の項目の中で、元気なまちづくり基金というのが、これ予算書を私見ておりますが、40ページであります、この中で6,732万5,000円が計上されて、その中身を見ますと、自治公民館の用地取得4,849万5,000円とありますが、これはどこなのかと何館を予定されているのかということについてであります。

中身につきましては、規則あるいは条例等があるんだと思いますが、この用地取得の場合の補助率が何%なのか、ついでに建物の場合の補助率についてもお聞かせを願いたいと思います。

次に、支出でございますが、支出の54ページの中で扶助費、これは生活保護費でございますが、10億が計上されました。前年度よりも5,000万ほど、これも増額になっておりますが、今4,000世帯以上、4,800世帯が対象世帯ということですが、これらの動向についてお伺いをいたします。

それから、もう1点支出の項でございますが、78ページのところに住宅管理費がございます。この中で、市営住宅でございますが、この市営住宅の説明の中では解体とありますが、こちらの予算書のほうを見ますと修繕費ということで、金額も若干は違うのでありますが、これはどちらを指しているのかについてお伺いをします。

それで同じ、これは歳入の中で256万6,000円が歳入になっておりますが、その中身は滞納家賃という項目であります、これはどのくらいの期間滞納になっているのか、あるいはまた何世帯ぐらいがこういう状況になっているのかについてお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 固定資産税の関係でご質問がございましたが、平成17年度から新年度に、やはり滞納の額が若干ふえてきております。そういった状況から額的な変更が、変化が出てきているというふうなものが1点ございます。

それとまた、市道関係の延長、あるいは面積というふうなご質問がございました。延長的には1,152km、面積的には645万8,000㎡というふうな状況でございます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうからは、元気なまちづくり基金の関係のお答えをいたします。

この基金の関係では、先ほど具体的な内容の自治公民館の用地関係がありますが、そのほかにも防犯灯、それからまちづくりのソフト事業の運営等があります。

具体的な質問の点だけお答えいたしますが、自治公民館の用地取得費の補助率につきましては4分の3でございます。それで地区につきましては3か所を予定をしております。具体的には西赤田、それから西三島、東三島の3地区の公民館でございます。

あと建物の補助につきましては教育委員会所管ですので、教育委員会のほうから答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 自治公民館の新築補助金は40%の補助率です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私のほうからは、生活保護の状況についてお答えいたします。

平成17年1月1日の合併以来、10月までの10か月間において、総世帯数で8.3%の増、総人員で8.2%の増となっておりますけれども、その後、増加傾向はやや落ちつきを見せているような状況でございます。

ただ、高齢化の進展に伴いまして減少する傾向は余り望めなくて、60歳以上の高齢者にとって、本市の場合高齢の単身世帯が現状で、昨年9月末で約147世帯ございます。そういったことで、全体での生活保護の世帯4,811世帯を見込んでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 市営住宅の滞納の関係でございますけれども、現在23件ございます。滞納額が730万強ということでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） ただいま申し上げました4,811というのは延べ世帯数でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 最初の固定資産の件でございますが、具体的な内容についてはご答弁をいただいておりますが、件数的には、これ企業も含まれて……、固定資産の場合の、いろいろプライベートもあると思いますので、件数は難しいのかなと思いますが、これらの傾向としては、やはり今後ともこの滞納がふえていってしまうのか。いずれの項目を見ましても、滞納繰越分というのが多いわけでありまして、こういったものに対する対応の仕方としては、市としてはどのような努力をなさっているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 那須塩原市の税収、滞

納額が相当大きくなってきているのは事実でございます。これの対応といたしまして、平成18年度から、現在の税務課を2つの課に分けるという形で今進めております。課税課並びに収税課ということでございます。

まず、現年度の税収の確保、あるいは滞納額の税の確保、そういったものに力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） お互いの権利を主張し義務を履行するためには、やはりそういったものがしっかりと支払われることが望ましいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この次の元気なまちづくりの中の自治公民館については、それぞれ3か所の公民館、そして用地の取得については、4分の3は聞いたんですが、この3つの公民館が今回あるようであります、その中で用地の取得は何館になるんでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 3地区とも用地の取得です。元気なまちづくりのほうは用地の取得を対応いたしておりますので、私どもがお答えするのは用地ということになります。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） では、私のほうからは1つだけ質問いたします。

予算執行計画書の72ページの4款衛生費、1項1目の総務費の中から備品購入費の中で、今回自動体外式除細動器が市に、3つの保健センターに3台設置することになりました。ありがとうございます。

この場合、黒磯保健センターに1台、西那須野保健センターに1台、塩原保健センターに1台と、3台設置することになりまして、これから徐々に

講習会の実施とか、スポーツ大会、イベントなどに活躍するものと思われませんが、もう一步、やはり不特定多数の人々が利用するところから、各支所にもぜひ設置が必要だと思われませんが、この点は随時計画があるのでしょうか。お願ひいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 当面、今年度、平成18年度から3台を購入して、そこに備えつけのままということではなくて、各種行事等あるいはスポーツのイベント等がございますので、そういったものにも活用していきたいというふうに考えています。

議員、お話しになりました他の公共施設等についての配置については、今後の課題ということにさせていただきますと思ひます。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 先日は西那須野の職員の方が2日間にわたって、いろいろな応急処置とか講習を受けたわけなんですけれども、万が一こういうのは、本当は活動がないことが望ましいんですけれども、万が一の場合に、もしそれを利用する場合に、今必要だ、あそこまで駆けていってとってきてというのはちょっとあれではないかなと思ひて、今後、ぜひとも、たくさん集まる支所関係、また随時公共施設等に導入されることを強く要望いたします。

以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 先ほどの滞納の関係なんです、ちょっと訂正させていただきたいと思ひます。

先ほど申し上げました件数につきましては、訴

訟の関係の内規あるんですけれども、その内規の中で、6か月以上、15万以上滞納された方を訴訟するという形のもの数字が、先ほど申し上げました23件ということで、現在滞納されている戸数につきましては194件ということになりまして、金額については1,200万強ということでございます。

それとあと、先ほどの修繕費、市営住宅の修繕費の関係ですけれども、解体につきましては黒磯と塩原2戸、黒磯が戸建て9戸と長屋が2戸と、こういうものの解体費が1,800万強ということでございます。修繕費は別枠で通年の修繕をするという金額が先ほど申し上げたところでございます。以上です。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） それでは、歳出から2点だけお伺いしたいと思います。

予算執行計画書の37ページ、2款1項8目の行財政改革推進費の委託料、行政評価システムの導入業務の18年度の内容。あわせてスケジュールと導入までのコンサルになるんでしょうけれども、業務内容とその導入までの予算の見込みまで、わかりましたらばお答えいただきたいと思います。

それから、42ページ、2款1項13目の防犯カメラです。先ほど来、監視カメラではなくて正しく申し上げたいと思いますが、防犯カメラについてなんですけれども。

〔「説明書に書いてあるんだよ」と言う人あり〕

○19番（関谷暢之君） 台数が何台なのかという部分と、賃借料、リースということになるんだと思うんですが、設置費用まで含んだものなのか。

上に修繕費で、既に修繕料、少額でありますけれども計上されているという部分を、ご説明をお願いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 行政評価システムの件につきましてお答えをいたします。

現在、3か年導入のうちの18年度、2か年目になります。現在まで事務事業の導入に当たっての研修、基本的な研修等が済んできましたので、18年度には具体的にどの事務事業、事務事業の項目立てを今やっております。

これは、最終的には、総合計画の基本計画とも連動しなければならないし、予算の項目とも連動しなければならないということで、その辺の調整が18年度の中になってくると思います。

具体的に事務事業名を1個ずつ各部門で固めた中で、目標値等を設定して、全部が全部一遍にできるということにはなりませんので、必要な主要事業から順次それぞれ評価をしていきたいというふうに思っております。

あと詳細につきましては、ちょっと手元に持っておりませんが、そのような形で19年度の前半のあたりには、コンサルの業務は大体終わってくるのかなとは思っております。

それから、あとは自前の中でのレベルアップ、これは各職員一人一人が自覚しないとできないものですから、企画セクションだけでやるということではありませんので、そういう自己研修等も含めて20年度には、全部の事業というわけにはいかないと思いますけれども、主要事業はしっかり評価をして、予算とかその他の振興管理に役立てていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 防犯カメラの関係でございますけれども、設置数につきましては6台でございます。これは、東西連絡橋と東西におりたところに駐輪場があるんですが、そこもあわ

せて防犯カメラをつけていきたいと。リース的な部分では、予算上78万9,000円というような形で考えております。

それから、10万円の修繕なんですけど、これは西那須野に既についている、その修繕料ということで10万計上しております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 行政評価は了解です。

今の防犯カメラなんですけれども、これ西那須野地区と黒磯地区、塩原地区、各3地区、分けて計上してあるわけでありまして、43ページのほうに修繕料として防犯カメラシステムの修繕ということで西那須野地区として計上されていると思うんですが、もう一度ご説明をお願いします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今の修繕は、1点は、先ほど申し上げましたように、西那須野の監視カメラの修繕で10万円お願いすると。もう1点の10万円は、旧西那須野時代に、直接設置をしている防犯灯がございます。その関係の、市が管理をしている防犯灯の設置というようなところの修繕で10万円とっているというようなことです。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） ただいまのご説明のとおりだとすれば、明らかにこの予算執行計画書の記載の仕方が誤りなのではないかなというふうに思うんですが、その辺のところをお願いいたします。総務でも結構です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 42ページ、43ページの予算の計上の手法について。

まず、42ページの黒磯地区防犯暴力追放対策費の中の防犯カメラ修繕でございますけれども、基

本的には設置をして間もないわけですが、予定としましては、修繕が起こる可能性もあるということと置いてあります。

43ページにつきましては、既存の西那須野地区に設置をしている防犯カメラ等々の修繕料ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 大変失礼しました。確認しまして、新規で設置するんですが、一応修繕のあった場合ということで修繕料もあわせてのせています。すみませんでした。

○議長（高久武男君） 次に、21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算について、4点質問いたします。1つは基金について、もう一つは子供医療助成事業について、もう一つは職員互助会への補助金について、最後が印刷費についてです。

まず最初に基金についてですが、予算の説明の13ページのところに、18款繰入金の中に、先ほども出ましたが、元気なまちづくり基金というのがあります。那須塩原市の基金については、およそ、多分100億ぐらい今、17年度の見込み現在額があると思うんですが、この基金はもともと目的が決まっているものについて基金、例えば塩原が庁舎をつくるということの基金とか、西那須野の清掃センターの解体をするための基金というように目的が決まっているものだと思うのですが、この元気なまちづくり事業の基金というのは、何か少しわかりにくいように思います。この元気なまちづくり基金で何に使うことができるのかということの説明をお願いいたします。

次に、子供医療助成事業についてですが、同じ説明の中の17ページになります。これについては、県の施策の中から出てきたもので、今年度3億は

どの予算計上がしてあります。すべての保険適用の医療とその医療費の自己負担分と入院の食事の療養費も含めて、県内だけではなく県外でかかった分も全部全額みましようというようなことだと思います。

これについて、大変お金がかかるように今年度からなると思うんですが、多分これを始めることによって、今後も、つまり医療費の助成はふえていくのではないかと、人口がまだふえていくということもありますし。というふうに感じます。

県での助成よりも市での助成のほうが、比べると少しいいというか、サービスがよくなっている形になっていますよね。今まで6歳、就学児未満がただであったということで、そこに500円のレセプトを取ってなかったということで、今回は7歳から9歳の人だけに対して、そのレセプトに対して500円を出すということで。

つまり、かなり優遇したサービスになっていると思うんですが、これを続けていくことで、この事業がこれから、お金の面で大丈夫なのかどうかの予想を聞きます。

それから、次に職員互助会についてですが、これは予算の執行計画書の中の33ページ、総務費の中の人事管理費の補助金で職員厚生費1,395万円が計上されています。これ昨年度とほとんど変わらない額なんですが、昨年この3月の議会のとときに、補助金については、つまり職員の掛金と同じか、以上の補助金を出していると。これに使っているものについては、保健事業として人間ドッグへの助成、それから元気回復事業として旅行とか宿泊、団体旅行についての助成、それから厚生事業として通信教育の費用とか、芸術の鑑賞、スポーツの鑑賞への補助、それから冠婚葬祭への祝い金とか、退職者に対する餞別金なども含まれていて、5人の職員が兼務をしているというような

説明がありました。

これに対して、そのとき質問した議員が、公表すべきではないかと。つまり市のお金が出ているのでというふうに質問したところ、その当時の総務部長が、検討したいということで答えていますね。これについて、どのようになっているかをお尋ねいたします。

次に、印刷のことなんですが、印刷費についてです。これは全体の予算の中での質問なんですが、印刷については多分、外で入札によって頼んでいる印刷と、それから中でやっている印刷といろいろあると思うんですが、その辺の印刷をどのようにして、内部でやるのか、あるいは外で頼むのかというような基準があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私のほうからは、子供医療費についてお答えをいたします。

子供医療費、いわゆる医療費の助成が増加していった財政的に大丈夫かということですが、確かに現行制度と比較をいたしますと、いわゆる扶助費として支払いする分、これは全くの、推計ですが、現行制度からいきますと、この当初予算ベースでいきますと64%も増加する見込みでございます。

しかし、これは子育てをなさっている親御さんの経済負担を少しでも軽くしようということで、県全体である程度足並みをそろえて1年間かけて研究をしてくつられた制度でございます。そういったことで、財政的には大変苦しいかもしれませんが、県の取り組みに呼応して市としても実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうからは、元気なまちづくり基金についてお答えをいたします。

この基金につきましては、特定目的基金といたしまして、西那須野地区を対象といたしまして条例に定めてありますが、条例に基づいて説明をいたしますと、西那須野地区の住民自治の振興や福祉の増進等に資するものを対象として助成をしていくというような形になっております。ですから、一部の西那須野地域ということになります。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 職員互助会の補助金の関係でございますけれども、これは額的には平成17年度と変わりございません。内容的にも、先ほど議員がお話の中でおっしゃいましたような内容ということでございます。

公表をするか否かというところでございますけれども、これにつきましては健診等々、個人のプライバシーにかかわる問題もございますので、そういったものも踏まえて検討をさせていただきたいなというふうに思います。

それから、最後に印刷の外注か、それから自前で印刷するか、その基準はというふうなお話でしたが、私どものほうの庁内にも、オフセット印刷機が幾つか備えられておりますので、時間的に十分に余裕のあるそういったもの、あるいはレイアウト等々、職員で対応が可能なものについては、庁内の中で印刷をしております。

ただし外注ということになりますと、いろいろな形でレイアウト等々そういったものに、やはり専門的な知識を必要とするというふうなものもございますので、その辺のところは一つ一つの印刷物について、その時点でケース・バイ・ケースで判断をしているという状況でございます。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、最初に子供の医療費の助成についてなんですけど、65%増になるけれども、これは子育てをしている人の負担を減らすということで、つまりサービスということでやっていきたいということでした。

それはよくわかるんですけども、老人のほうの医療費のことを見ましても、やはり、つまりただになるということですよ、これ。それも3歳までは全くお金をもう払わなくていいということで現物支給というような形になります。それは、そういう方にとっては大変うれしいことではあるとは思んですけども、ちょっと間違えると、やはりとてもこれはふえていく可能性もあると思われまますので、健康についてはやはりサービスをする一方で、きちんと、何ていうんですかね、子育てを、すぐに病院に連れていくということだけではないんだというような、やはり保護者に対しての教育とか、あるいは情報をきちっと提供することによって歯どめをかけるというようなことを、これから考えていただきたいと思います。

そういうことをしないと、また国保税が上がっていくみたいな形になっていくような気がいたしますので、それは要望として申し上げます。

それから、次に、基金のことなんですけれども、西那須野の限定の基金ということは、確かに合併協議会の中で、持ってきた基金は持ってきたところで使うんだというようなことで合意されてはいたと思います。ですけれども、この13ページにあります元気なまちづくり基金の中の2つ目のところの資源有効利用促進交付金335万円につきましては、平成17年、つまり合併のときにはこれはなかったものを、平成17年度の9月の補正で、やはり300万円ほど上げて、今回の補正の中で200万円ぐらい返しているものなんです。それがまた18年度に、これが上がってきている。

資源有効利用促進交付金というのは、資源ごみを回収した団体に対して補助金を出すというようなことだと思うんですが、この辺をどういうふうに考えたらいいか。これが先ほどおっしゃった自治振興と福祉ということの観点から、西那須野、そういうものが元気なまちづくり基金から使われることがいいのかどうかについてお伺いいたします。

それと、職員互助会のことにつきましては、別に個人が、どなたが何を使ったかを聞きたいというのではなくて、全体のその補助が、1,400万近くの補助金と、掛金がやはり1,000万を超えているんだと思うんですね。そういう中で、きちんと何に使った。例えば人間ドックのために幾ら使ったみたいなものぐらいの公表はしていても、個人情報にはならないのではないかと思います。それについてはどうなんでしょうか。

それと、印刷費のことなんですが、時間的に余裕があるものについては庁内でやると。そうでないものは外注でというようなことでした。

これにつきましては、例えば印刷機が、今買い取っているのか、あるいはリースなんだろうと思うんですが、その辺の費用。それから、職員が印刷をすることに対しての経費ですよ、そういうことを考えたときに、今後印刷ということに対して、市がどんな考えを持っているのか、全体にその中でやっていくという方向をとるのか、あるいは行財政改革というのを含めましてどんなふうに考えていらっしゃるか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 元気なまちづくり基金についてお答えをいたします。

この基金に該当する事業で、それぞれ所管部門で実施自体はやっていただいておりますけれども、ご質問の資源ごみ回収関係につきましては、確か

に質問の中にありましたように、昨年の9月に補正ということで実施になっております。

金額の細かな内容は、実施部門で掌握しているでしょうから、必要があればそちらで答弁していただきたいと思いますが、年度途中ということで、当初補正した予定の事業が全部実施できなかったから減額したということで、制度全体をやめたということではありませんので、マニュアル部分の範囲につきましては、補助対象として交付されているということでありまして。

それであとなぜそういう基金を使って、それにその基金を使うのは適切かどうかというようなご質問関係でございますけれども、本件につきましては合併協議会の中で、3市町の比較をした中で、西那須野だけ実施をしていたという経過があります。協議の中で一たん廃止をするという話になっておりますが、同時に、新たな制度として検討するというふうになっております。

合併前、合併後の市政懇談会等にも話がたくさん出てきましたけれども、その新たな制度がすぐに発足するんだということで市民の方は、そのときはまだ町民になりますが、理解をして合併協議の説明を受け取っている。ですから、地区によっては、制度がちゃんとできるまで自宅に、会長さんの家にちょっととっておいたとかというような状態で期待をして待っていた経過が、現実としてあります。あとは対象にならないで出してしまう、今回の減額のほうに結びついたような状態にもなっているところも見受けられたと思います。

そういう形で、合併協定をしたから必ずという、すべてが必ず、そのまま実行するというものでもないと思います。

というのは今回、新たな制度を検討するに当たって、ごみ全体の問題と、計画と絡んできて、すぐに結論が得られないと。宙ぶらりんな状

態になってしまうということでもあります。

そういう点で、市民のほうからの理解と行政のほうの乖離が生まれて、昨年9月に補正を出して議会でお認めいただいたという経過があると、私どもは認識しております。

また一方、西那須野地域だけという話になります。活動内容が地域の自治振興、そういうような形、また福祉の向上に寄与する事業に使っているということでもありますから、特定な地域の特定な事業に対して支出する基金の目的に合致しているということで、この財源としたというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 職員互助会の補助金の内部の公表ということで再ご質疑をいただきましたが、これは今後検討をさせていただくということをお願いをしたいと思います。

それから、印刷の関係でございますが、外部発注印刷あるいは内部の印刷ということ。これにつきましては、今後とも併用ということで進めていきたいというふうに考えております。印刷業務であっても、これは市の職員の仕事ということでございますので、特にこれは職員が負担になるというものでもございませんので、この辺のところは今後とも併用というふうな形のケース・バイ・ケースで対応ということで進めたいというふうに思います。

それから、機器類につきましてはリース契約ということで対応しております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 元気なまちづくり基金については、経過はわかりました。

先ほどの質問にもありましたが、やはり今年は市民が市として一体感を醸成していくというよう

なことで、これについては、確かに持ってきたところで基金を使うというのは合併協議会でも決まっていたことですので、それはそれで理屈は通ります。

ですけれども、那須塩原市全体として見たときに、旧西那須野町はたくさんの基金を持ってきた、持ってきたというか持ってきていて、それは旧西那須野町のために使うんだよということは、理屈としてはそのように決まったとしても、そういうようなものがたくさん出てくると、市の一体感ということを考えたときには、なかなか難しいところもあるのかなというふうに感じます。

それで特に、この資源有効利用促進交付金って、つまり資源ごみの回収に対して補助金を出すということについては、今の説明でわかるようなわからないような。つまり一度、旧黒磯市と旧塩原町はやっていなかったことに対してだったので、もうしないというふうに決めたものを、何かこのまちづくりの基金を使って復活させてしまったかのような印象を受けます。

今後、来年度からについては、この事業をどういうふうに市全体に例えば広げていくのか、あるいはやめていくのかという、ごみの行政ですよ、ごみ計画の中ではどんなふうに考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、印刷費については、わかりましたけれども、これだけ大きくなると、印刷を1つのところでまとめて、もし庁内でやるんだったら、印刷の係みみたいなものをつくったほうがいいのかなというようなことを考えることがあるんですが、それについてはどんなふうに考えてらっしゃるか。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 印刷専門の職員の配置というお話がございましたが、そこまで私ども那

須塩原市としては、職員は配置する余裕はないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） いわゆる資源ごみ回収の集団回収の件ですけれども、今回検討しております一般廃棄物処理基本計画の中では、集団資源ごみ回収というのを、資源化の一つの手段として位置づけていこうと考えております。

そういった中では、合併の協議の中で廃止をするといったところは、先ほどの企画部長のお話のとおりだと思うんですが、新市において、新たな制度を考えるということもつけ加えてあるんです。その辺は、先ほども言いましたように、すぐに当然やってもらえるんだろうなというふうな、西那須野地区としては実際に実践をしてきたことからすれば、そういう思いがありました。それは、先ほども言いましたように、市政懇談会等々、あるいは子供会育成会等、あるいは老人会等、そういった中からは、当然所管のほうへはお話が来ておりました。

そういった中で、元気まちづくり基金ということで、そういうものが当てはまるならば、新たな制度をつくるまでは当面の間、西那須野地区として実施してきた部分を進めていこうという考え方です。

ちょっとこれ細くなるんですが、実際には旧西那須野の場合には、1回3,000円というような部分もプラスされていたわけです。そういったものを、実際に資源回収組合と調整しまして、その時点での新聞あるいはアルミ缶等々、瓶類、その値段を一つの形で協力いただきまして、資源回収組合がそれを持っていった場合には扱って、うちのほうの所管の方へ具体的にその金額、何kgありましたよというような形で実際やっております。1回3,000円というのは、今回の場合やめまして、

kg幾らというような形で報奨金を出すような形で進めています。

今後ですけれども、これは20年度に1つの施設にまとまりまして、そういった中での集団資源回収という部分は新たな制度として、これは補助金ですから、これだけを先にとということにもいかなと思います。全体的那須塩原市の補助金等の見直しもあると思いますので、そういった中で検討して考えていきたいと思っています。

○議長（高久武男君） 次に、16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 第1号議案 平成18年度那須塩原市一般会計予算から1点質疑を行います。

7款商工費、2項観光費、自分の所管ではあるんですが、できれば答弁を市長にいただければという思いで、ちょっと1点お聞きをいたします。

今回のこの観光費の予算の中で、当然ではあると思いますが、開湯1,200年祭塩原温泉、バッチを皆さんしているわけです。

その中で5,000万円の補助、これは当然、一大観光地ですので、市としてそこに充当するというのは、私はもちろん異存はないわけではありますが、ただ言えることは、ここの塩原温泉に対しては、そういった記念事業もあるので、これだけの補助金を出しました。では、片や板室温泉はどうなんだといったときに、板室温泉何か今回、予算計上された部分というのがあるのかなと見たんですけども、それらしきものがないと。この格差については、どのように我々は理解したらいいんだろうなと思うんです。

やはり、これはそれぞれ考え方があってしょうけれども、誘客から言えば、もうこれは断然塩原温泉ですよ。板室温泉に年間来るお客さん方との比較をすれば、これはすごい差がもちろんあります。ただし、やはり板室温泉は板室温泉で、秘湯というか、湯治場から発展してきたわけです。

けれども、良さを十分に持っている温泉街だと私は思っています。やはり全国に誇るべき温泉街ではないかなと、そのようにも感じています。

そういったことを考えれば、もう少しバランスを考えた予算配分というのが今回必要だったのでないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

確かに予算、18年度の計上額を見ますと、議員、今おっしゃるとおりの予算額になっております。塩原につきましては、特に18年度が開都1,200年という大きな事業を控えているものですから、それなりの予算が5,000万という計上をされているわけでございます。

板室温泉につきましては、ここに出ている予算でございますが、いずれにしても塩原温泉は、一応その節目の18年度の年になるということで、その予算を計上しております。18年度、その事業が終われば、それなりの板室温泉等の事業等にも予算を計上して組み入れたいと、こういうふうに考えております。

例を申しますと、板室温泉につきましても、現在事業が中途になっている木の俣の遊歩道整備関係、あるいは板室温泉関係の整備関係、または深山ダム、板室ダムの整備関係等の懸案事項が数多くあるものですから、それらについても19年度以降の中でしっかりした計画を立てながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 全体予算の中で、では観光に関する予算はといえば限られてきますから、その中で振り分けをすれば、どうしても今回はこ

ういった予算組みになるんだということを、今、部長はおっしゃりたかったんだと思います。

その点を、全く理解しないわけではありませんが、やはりもう少しバランスというものも考えていただいた予算編成もあってよかったのではないかなと、このように私は感じているんです。

簡単な答弁で結構ですので、市長のほうからも一言、ぜひともよろしく申し上げます。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） それでは、私のほうから答弁ということでございますので、お答えを申し上げます。

先ほど部長のほうから説明があったわけでございますけれども、多分私は、今回の1,200年というのは一つの記念事業というもので認識をいたしております。毎年このようなことをやるわけではございませんし、そういう意味では、やはりあの地域の活性化というのは大きな目的にも入っているんだろうという中で、予算措置というふうに認識をいたしております。

一般的な観光事業の予算とは若干離れたのかなというふうには思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 市長から答弁いただきましたので、納得をいたします。

先ほど部長のほうから答弁いただいた、今後、19年の中ではまた十分に検討させていただくということに期待をいたしまして、質疑は終わります。

○議長（高久武男君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 先ほど早乙女議員の質疑の中で、訂正と補足説明をさせていただきたいと思えます。

黒磯駅の連絡橋の防犯カメラの件につきまして、どういう要望等々で設置したのかと、こういう話がありましたんですけれども、その中で、若松議員、ご案内のとおり一般質問やっております。それは事実でございますけれども、誤解のないように。いわゆる市政懇談会等の要望もございましたし個人的に要望もあったと、こういう事情がありましたので、若松議員にご迷惑かけてはいけないということですので訂正させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（高久武男君） 次に、24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 24番、植木でございます。

質疑を3点させていただきたいと思えます。

まず一般会計及び特別会計予算執行計画書ですか、こちらの120ページなんですが、それで中段あたりに西那須野地区交通安全統合事業202事業というのがございますが、この中で委託料1,450万、こんな金額が載っているわけでございますが、内容については設計、測量、監理委託、幹1-21号線測量設計、用地調査ということで書いてあるわけですが、これは国道400号との接点の隅切りか何か、そういう部分の工事の設計委託ということでございますか。それとも、この四区、それから赤田ですか、工業団地のわきをずっとこの幹1-21号線は通るわけなんです、四区の工業団地の先に、非常に細くなっている部分があるんで

すが、その辺の先の道路の部分の何か改良するための設計あるいは測量なのか、それについてお伺いします。

それと、124ページ、市街地再開発事業402事業ということで、1億4,125万ですか、この金額が計上されているわけでございますが、前にも全協で資料等いただいたと思えます。あのときには、再開発準備組合ということで、まだ準備の内容で、細かい内容については先に進んでいない状況があったわけでございますが、正式に市街地再開発組合と、こういうことでここへ補助金として出すということでございますので、事業の計画、どのようになっているのか。

現在、とりせんが、今まで稼働していたわけですが、去年から稼働をしておりませんので、あの地域については大変、町の周辺に住まわれている方がショッピングセンターに買い物に行く不便を来していると、そういう状況がございますので、できるだけ速やかに努力してやっていただきたいなど思うんですが、その計画とこの組合の内容、この辺についてお伺いしたいと思います。

それから、128ページ、西那須野地区まちづくり交付金事業202事業でございます。この下のほうに、駅西口広場、中央通り用地、その下に物件移転補償ということで、それぞれ1億8,920万と5億1,050万、こういうふうな計上もございますが、この西口広場、以前にも概略説明を受けたような気はするんですが、もう一度ちょっとどのようになるのか、説明をいただきたいと。

それと、県道の拡幅の事業がやはりあわせてあるのかなというふうに思うんですが、塩原街道沿いの県道と、それから駅から西那須野庁舎のほうへ行く県道ですか、この辺の問題との対応でどのようになっているのか。

その3点についてお伺いします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 土木関係の3件についてお答えをしたいと思います。

1-21の調査費につきましては、西那須野・那須線と国道400号、いわゆる塩原街道の交差点までを県のほうで交差点改良、あわせて計画、都市計画道路の整備をすると、こういうことでございますので、その先、先ほどお話しありましたように、四区の工業団地に向かっての部分、都市計画道路でございますけれども、市のほうでそれを受け持つと、こういう状況でございます。延長560m、いわゆる塩原街道から560mでございます。四区の工業団地の前の広い道路でございますが、そこに取っつけると、こういう事業でございます。

それと、市街地再開発の1億円強の補助金の関係でございますけれども、これは18年度中に組合を設立する予定でございます。そういう中で、組合のほうの事業に補助金を出すと、こういうことでございます。

それと広場の関係でございますけれども、いわゆる県道が横と縦、停車場線ございまして、下石上線と、2つございます。

県については、まだ具体的にいつ着工というような話になってございません。そういうことで、今後県とも協議をしていかなければならないという状況でありますけれども、広場については18年度から着手をして、内容については、今地元の委員会等と話を詰めている状況でございます。

そういう中で、都市計画決定した広場の面積でございますけれども、JRバスが右手にあるわけですが、こちらが若干かかるということにあわせて、今後計画決定を変更していきたいと。

そういう中で、若干の18年度は、補償移転については1件の移転を見込んでいますと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、私のほうからは、再開発組合関係の現在の状況について説明したいと思います。

組合につきましては、平成17年12月26日に準備組合を発足をしております。

組合の構成につきましては、地権者6名が組合員の構成になっております。組合そのものは、その開発事業が進みますと、テナントの絡み等で入居する方が組合員になりますので、組合員はふえる可能性はあると思いますが、事実上は今、この6名で発足をしております。

いずれにしても、準備組合だけのものですから、今、建設部長が言いましたように、正式に都市計画決定後に正式な組合を設立する予定になっております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） それでは、120ページのほうの、先ほどの工業団地関連、幹1-21号線ですが、これについてなんですが、560mということは、四区の工業団地をずっと通り越して雑木山がございましてね。あの辺までいく予定になっているのかどうか。ちょっとメーターではなかったことないものですから、その辺。

さっき、真っ直ぐ400号から曲がって四区の工業団地のほうにこの幹1-21いきますと、最後は雑木山へ入るんですね。雑木山に入る手前まで工事が行われる計画なのかどうか、その確認を1点と、もしそうでなければ、やはりその件なんですが、非常に工業団地のちょうど外れに近い部分か、非常に狭い部分があるんですね。工業団地側から行くと、こちらの塩原街道の400号ですか、そちらのほうから四区の工業団地に向かって

いまして、工業団地の南側が少し広がっているんですが、終わったか終わらないかあたりに、相当狭い、2m五、六か3mぐらいに、極端に狭まっている部分があるんですが、あの辺の改良が考えられているのかどうか、それも含めてご答弁いただきたいと思います。

それと、再開発事業は、今年度じゅうに組合を立ち上げると、こういうことでございますね。大体いつごろになる予定ですか。それととりせんの取り壊しはいつごろになるのか。更地にしてから恐らく事業が始まるのではないかなと思うんですが、その辺の大ざっぱな計画について、わかっている範囲でご説明いただきたいと思います。

それから、128ページの西那須野まちづくり交付金事業の中の駅西口広場、中央通り、この問題についてなんです、こちらはまちづくり交付金事業で計上になっている問題でございますが、やはり駅前については、以前、私12月に質問しておりますように、TMO関係、まちづくりということで、駅前集積事業と。この先ほどの大和町事業とあわせて、二極化ということで、まちづくり中心市街地活性化、商店街の活性化と、こういう事業になっておったと思うんですが、こちらには広場だけしか、この事業としては載っておりませんが、その駅前広場、駅前関係の商店街の活性化事業は、どのような関連になっているか、その点についても現状についてご説明いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 四区の工業団地の前の道路ですけれども、今回の予算計上になっている部分につきましては、四区の工業団地の大きな広い道路、いわゆるたて道を過ぎて100mぐらいですかね、行ったところまでが今回の事業となっております。

その先の狭くなっておる雑木林につきましては、改良までは考えておりませんし、今年度舗装したところでございます、ただ都市計画道路は、その先ずっと、塩原に入って、その先大田原の工業団地まで続く計画になってございます。そういうことで、将来的には整備されていくんだろうというふうに思っております。

それと、再開発については、今の予定では9月のころになるかと思えます。それと、取り壊しについては19年度の予定になっているかと思っております。

駅前の関係なんですけれども、整備は先ほども申し上げましたように県との絡みがございます。駅前広場だけではありません。先ほど申し上げましたように、再開発の地区までの歩いて楽しめるまちづくりということで、その辺の道路の整備、いわゆる私道の整備もしていかなければならないということで、まちづくりの中では5年間でございますけれども、その中では整備をしていきたいと、このように考えております。

再開発の内容については産業観光部長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） TM構想の事業の一つであります駅前地区の整備事業の件につきましては、実は地権者等の絡みで、実情は進んでいないのが今の状況でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） それでは、現状ではとりせんが撤退しまして、非常に寂しい駐車場になっていると、こういう状況が今の状態でございます。

また、駅前関係も、今ご答弁いただいたように、地権者とすっきりしたご縁がなかなか得られにくい状況にあると、こんなふうな状況のことは、私

もちょっと関係者から聞いております。

ただ、せっかく大きな事業をやるわけですから、できるだけ地域のほうにも極力ご協力をいただくように促して、この事業が速やかに完成しますように、私のほうからも強い切望というか要望をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（高久武男君） 次に、25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） それでは、やはり一般会計の歳出のほうから質疑をいたしたいと思います。

計画書の60ページですが、3款民生費の1項3目、これ私、本当は委員会が別なものでわからないものですから、ちょっとお聞きします。

特別障害者手当等給付事業がございますが、この事業の件数といいますか、この数を教えていただきたいと思います。

と同時に、その下にあります重度障害者住宅改造助成事業、この件数、あるいはその改造、どの程度の改造をしているのか教えていただければと思います。

同じく民生費なんですけど67ページ、世代間の交流事業というのがありますが、この交流事業についても教えていただきたいと思います。

同じくその下にあります保育所の広域利用事業があります。広域の入所している数、あるいはどこか、入所先がわかればと思います。

次に、今度90ページになりますが、6款1項2目の塩原地区首都圏農業パワーアップ事業、これ開拓農業協同組合に528万8,000円が交付されておりますが、この事業の内容についてもお願いいたします。

次に、94ページの堆肥センターの件なんですけど、これここに機械器具費というので、公用車生ごみ運搬トラックというのが300万ございます。このほかに、その上のほうの手数料のところ、堆肥

運搬トラック動力手数料というのがあります。ということは、この堆肥運搬車については購入されるのかされないのか、その件について、この4件についてお願いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） では、私のほうから。

今ありました94ページの堆肥センターの絡みの生ごみの運搬トラックの購入するののかという質問ですが、これは購入を考えております。

続いて、90ページの塩原地区首都圏農業パワーアップ事業803事業ですが、この事業につきましては、栃木県開拓農業協同組合が実施する事業でありまして、主に野菜のハウレンソウ、大根等のパイプハウスの設置に対する補助でございます。計画では、パイプハウス34棟、実施する農家は4戸の農家が実施する予定になっております。

この事業費の総額は1,320万ほどの総額になりまして、10分の4が補助ということになります。残りは事業主体の費用ということになります。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

まず、1点目の特別障害者手当の該当者ですが、80人程度を予定してございます。

2点目の重度心身障害者の福祉手当ですが、これの対象者については60名ほど見込んでございます。

それから、世代間交流事業につきましては、いわゆるおじいちゃん保育助手ということで、これの活用事業でございます。おじいちゃん保育助手ということですね。保育園における、いわゆる保育士の助手ということで、高齢者の活用事業でございます。

それから、広域入所ですけれども、これは保護

者の勤務等の関係で、広域的に入所を認めているということで、那須塩原市からは塩谷郡内の保育園に入所している方が主に多く見受けられるということでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 産業部長にちょっと、先ほど聞き方が悪かったのかと思いますが、上に堆肥運搬トラックの登録料だけしか載ってませんよね、登録手数料というのかな。

当然、堆肥センターの条例の中で運搬を、できた堆肥を運搬するということになっていきますので、その運搬トラックの購入はされるのかどうかということ、ちょっとお聞きしたかったんです。

それと同時に、塩原地区の元気のパワーアップ事業ということですが、昨年7月の、9月の決算書を見る限り、この市の補助金というのは大変多く見られるような気がいたします。この補助金関係の見直し、あるいは検討するということが、今後あるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） ただいまの補助金の質問は農業の補助金という形ですか。それとも市全体の補助金の見直しという。市全体ですか。

総務部のほうであれなものですから、総務部のほうで答えるということにしまして、最初受けました運搬関係ですが、一応備品の購入については生ごみの運搬トラックということで生ごみを、学校の給食センターで出るもので、そこから運ぶということで、購入するというので。

手数料についても、そのトラックの手数料という形で解釈してもらえればと思うんですけども。

よろしいですか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 大変申しわけござい

せん。

まずトラックの関係でございますが、私どものほうで、この資料に、若干のミスがございました。生ごみ運搬トラック1台、それから堆肥も運搬するというので、1台しか購入しないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、補助金のご質疑がございました。今現在考えておりますのは、18、19年、この2か年をかけて、市単独補助金の抜本的な見直しを行いたいということで考えております。20年度の当初予算には、この結果を反映させたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） その運搬トラックの件なんですが、これ300万ということで、公用車と生ごみ運搬トラックで300万という金額ですが、300万となると随分小さなトラックと判断してよろしいのでしょうか。それを条例では1t、市内に堆肥を運ぶ場合、1tにつき500円という設定になっておりますが、例えばその小さなトラックだった場合、市内どこでも運んで500円という形になった場合、先ほど早乙女議員のほうからも質問がありましたが、この堆肥センターとしての採算というか、その辺についてもちょっとお願いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） ただいまの質問ですが、トラックの大きさと堆肥の運搬というふうな絡みですが、一応当初のこの予算でのせてありますのは、一応そのような生ごみを回収すると、堆肥の。ただ堆肥の運搬につきましては、きのうも申し上げましたが、いろいろ耕種農家で使う場合とか、不透明な点が相当あるものですから、実質、今後、それらについては検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（高久武男君） 次に、26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 1点のみご質問をさせていただきます。

教育費の中で、学力向上連携事業ということで216万予算計上されておりますけれども、この内容についてお尋ねをいたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 学力向上連携事業につきましては、授業力の向上のために、先生方が授業研究をしたり課題研究をしたり、その授業研究の中に小中連携の授業研究なども含めて、大学の先生、特に宇都宮大学の協力を得て授業研究をするということで、1校当たり12万円ほどを交付して研究を行うというふうな事業であります。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 内容についてはわかったんですけども、宇大の先生にということなんですけれども、これ小学校13校と中学校5校というようなことで、小学校25校あるわけで、大体半分、中学校も半分ということなんですけれども、こうしますと、選ばれたところは授業の勉強ができるという。選ばれなかったところの対応というのはどのように考えているのか。

また1校当たり12万ということでございますけれども、授業時間というのはどのぐらいというふうに見ているんですか。

その辺のところについてお尋ねをします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 1つは、全校一斉にやりたいんですけども、宇都宮大学の教育学部のほうから、派遣できる先生のほうの限界がありまして、どうしても半分にならざるを得ないという事情が1つあります。

それから、原則として2年間で1校でやっていただいで交代するというふうな考え方であります

が、授業研究自体はその学校だけではなくて、ある意味公開していただくというふうな部分もありますので、研究指定校以外の先生方にも研修、勉強する機会は確保されるということでもあります。

それから、12万円というお話を申し上げましたけれども、まだ単価が明快ではありませんけれども、少なくとも大学の先生に、4回ないし5回ぐらいは来ていただくということになります。そのために、各学校では少なくとも、三、四回の授業研究が開かれるということになります。来ていただければ、もうその日は公開授業から最後の評価まで、しっかり先生についていただいて研究を進めるということになります。当然のことながら、その1回の授業研究をするための事前の打ち合わせ、研究、調査といった部分についても逐次指導を受けるということになります。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 今お話を聞きますと、2年間で1校やるんだということで、2年間という、期間が設定されているわけでございまして、やはり決定されていない学校においても公開授業なので研修はできるのではないかとございまして、2年間という期間がありますと、やはり決まっていない学校との差がつくのではないのかなということが一番心配されますので、ぜひともこの、要するに決定された学校以外の小中学校に対しても、やはりこの授業の内容というものは逐次報告をしていただきたいと。そういうことでないと私は、先生方の授業力のアップというものに差がつくのではないかとこのふうな心配をするわけなので、その辺のところについての考え方をもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 先ほど申し上げましたように、宇都宮大学のほうから派遣してくれる

先生の限界ということがありまして、どうしても半分ずつやらざるを得ないという事情があります。4年間で例えば全部終わるというわけですけれども、その間に後発の半分はどうしてくれるんだということになるかと思えます。

当然、先ほど申し上げましたように、その授業研究は、それ自体は、基本的には公開されるということになります。したがって、ほかの研究をやっていない学校の先生も来ていただいて、研究授業から合評、評価まで一緒に参加して授業研究ができるということになります。文字での報告といったことよりも、やはり生の授業を見、そして生の評価を聞くと、このところが最大のポイントとなるというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 次に、20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） それでは、質疑をいたします。

計画書の中の173ページ、10款の教育費であります。その6項1目体育振興費であります。その中の助成金、関東学生トライアスロン、それから今回、今年度、初めての試みということで、市のマラソン大会が行われるという計画です。それと関東中学の駅伝大会、この辺のところを概要といえますか、規模をちょっとお知らせ願いたい。

それから、施設費の中の事業費で、国体のソフトテニスの関東ブロック大会、あるいはその下へ行きます、にしない運動公園のほう、国体のソフトボールの関東ブロックの大会という、この辺の事業費でありますけれども、これで、どのくらいの大会を催せるものなのか、まずそれを伺いたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） まずマラソン大会なんです、合併協議の中で、黒磯ではさわやか高原マラソン、西那須野では健康マラソン、塩原地

区では地区体育祭の中の長距離走、湯けむりマラソンは単独でまた、別途で実施することになります。

そういうふうなことがありまして、社会体育のほうで行ってましたマラソンについては、1年をかけて研究してやろうということで、来年度新規、再スタートすることになります。

マラソン大会は、旧西那須野のほうですと4号線とか鉄道とか、走路の阻害要因がありまして、基本的には黒磯運動場をスタート、ゴールにする大会としたいということで、新しい大会につきましては、1km、2km、3km、5km、ハーフマラソンというふうな種目を設けたいというふうに考えています。

今回の予算規模につきましては、補助金、それから大会参加なども含めて、おおむね900万円前後の大会になるというふうに見ております。

それから、関東中学駅伝大会には、那須野ヶ原公園を会場に、8年に1回、関東大会ですので、栃木県に回ってくるのは8年に1回ということで、今年、来年度は那須野ヶ原公園で実施するというふうなものであります。

参加者は8県から425名ほど、予算規模ですと300万円ほどの予算規模で実施するというふうなものであります。

それから、国体のソフトテニス等、ソフトボールでありますけれども、これも8年に1回、関東地区の国体予選が行われるということが栃木県会場ということで、栃木県全県下でこの国体予選が行われるわけです。那須塩原市におきましてはソフトテニスと、それからソフトボール、もう一つ、民間施設ですけれども馬術、それが行われるというふうな予定となっております。

経費につきましては、その大会を実施するためのラインテープを買ったりベースを買ったりとい

うふうなものに充てるわけでありませぬ。

それから、関東のトライアスロン大会は、旧黒磯時代から戸田の調整池を集会場にして盛大に開かれておりました。選手は関東の大学、関東、学生ですので、大学生の大会で、例年260名ほどの学生たちが参加をしています。決算については700万円から800万円ほどの大会規模であります。

今までご紹介申し上げました大会は迫力ある大会ですので、ぜひ応援していただければというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 関東学生トライアスロンのほうは、もう例年どおりやっているということで、中身についてはわかります。

あと那須塩原市はマラソン大会、マラソン大会だと大人のマラソンをちょっと思い出して、フルマラソンのコースもないのにどうかと思ったらハーフマラソン。このハーフマラソンにつきましては、大体2コースぐらいまでの、ある程度の距離的なものには、支出のほうはできるんでしょうか、これ。今ハーフマラソンと言いましたけれども。

それから、いろいろ種目があるわけでありませぬけれども、ここで大会の参加をどのくらいに見ているんですか。

それと、関東地区はこの間も、実は県中体連からも、実は那須塩原市さんお願いしますという話が、今年の1月に来たわけでありませぬけれども、この中でやはり300万程度の、425名と。当然この関東トライアスロン、それから関東中学、それからその後、事業費でかかわってくるソフトテニス、ソフトボールと。こういったもの、1日でやはりできないわけですね。だからそれを何日間かに分けてやっていくのか。

それに対して、これは教育費でありますけれど

も、費用対効果という、地元に残り落としてくれるんだいと、その辺のところをどうとらえているかという。これについてちょっと伺います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） マラソンのハーフについて、公認をとるところまでは考えておりませぬ。

それから、国体の予選関係、こちらのほうにつきましては、大会運営経費は基本的には市負担というものはなく、競技団体、県などが行うということで、我がほうは会場を気持ちよく使っていただく経費を計上したということになります。

それから、先ほど申し上げましたように、中学駅伝のほうも40万円の補助で、大会規模としては300万円ほどで行っているということでありませぬが、例年、大会持ち回りでやっているということで、40万円前後が開催県によって、県の補助だったり、自治体の補助だったりということで、そのほかについては今回の場合、大会参加費などもいただくというふうな予算をつくっている、主催団体側でつくっているというふうなことになります。

もちろん何年に1回という、いわば回り番ですけども記念大会であるということと、それから中学生の大会である。それから、そういうことで、一つは教育効果をまず第一に考えますし、それから、そういった意味での、40万円の投資で300万円の、全額が那須塩原市に落ちるわけではありませぬけれども、それ以外に応援選手という部分が来るということになれば、市には直接入りませぬけれども、それなりの、いわば経済的效果、びつくりするほどの経済効果があるわけではありませぬけれども、そういう効果は期待できる。その分について計算をしてやっているということではありませぬけれども、話としてはそういうことも考えられるということでありませぬ。

それから、マラソン大会の規模ですけれども、2,000人規模で開催できればいいなというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 2,000人規模ということ、随分大がかりな大会になろうかなと。

それにしてもやはり那須塩原市、全国に、あるいは世界に誇れるランナーがいるわけでありますから、こうした大会というものをしっかり築き上げていただきたい、これは願うわけでありますけれども。

今回の計上されたもの、マラソン大会は、やはり誘致したというわけではないんですね、また回り番という。やはり観光地を我々控えているわけでありますから、施設がこれだけ充実しているということは、これはちょっと関連でありますけれども、やはりみずから手を挙げた中で誘致をして、少しお金をかけても落としてもらおうことを考えれば、教育的あるいは産業的に、これはいいことだと思うんです。

だからその辺のところも、ただ受けるだけではなくて、その辺のところも、きちっとみずから名乗りを上げて誘致事業までするぐらいの。せっかくこれだけの施設を持っている、観光地を持っているわけですから、その辺のところも考えていただきたい。

これをもちまして、この項は終わるんですけれども、先ほど関谷議員から、防犯カメラの件でありますけれども、所管でありますので所管でしっかりやりたいんですけれども、ここで少しだけ。

大体、設置をするのに修繕費を持って設置するなんていう項目があつていいのかと。大体カメラだって最低1年は保証されていますよ、これ。これどういう予算計上したのか。これ修繕費ですから。これは本当に中身は、委員会ですっかりやら

なければならぬと思うんですけれども、だからその辺のところ、しっかりやりますということで、覚悟して臨みますのでよろしくどうぞお願いします。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにないようですので、平成18年度市政運営方針及び議案第1号の2件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。



◎議案第2号～議案第13号の質疑

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、議案第2号から議案第13号までの12議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、議案第2号、国民健康保険の特別会計、それと議案第4号の介護保険の特別会計、これ同じような観点からちょっとお聞きしたいんですけれども、財政調整基金積み立て、基金の現在額というんですかね。介護保険で言うと15年度末に1億5,000万あったかと思うんです。それが16年度末ではどのぐらい。

それで、実際の17年度のところ、介護保険だけで言いますと、17年度、これ料金がこの算定でいかどうかを、ちょっと計算することもあわせて聞いているんですけれども、資料で渡されたところでは、介護サービスの費用のところ、会計上の金額が、17年度は予算額でちょっと書いてある

んですよ、39億ばかり。ここのところが、もう既に見込み額って、どのぐらいの会計になるか。17年度の見込み額ってわかりますよね。その辺がどのぐらいになるのかをちょっと聞かせていただいて、それで17年度のところでの基金への、もし基金積み立てがあるようだったら基金積み立て。基金積み立てでなくて取り崩しになるかなと思うんですけれども、だったら取り崩しがどのぐらいになるのか。大まかな数値でいいですので聞かせてください。

あと、国保の会計のところでもそうなんですけれども、見込みとして、今現在というか16年度の末で基金がどのぐらいあるか。17年度で基金への繰り入れ、どのぐらい考えているのか、ちょっと聞かせてください。

それと、あと今回の介護保険、条例の中でやってもいいんですけれども、予算のところなので予算のところでも聞いていますけれども、介護保険、予防給付の考え方を取り入れた今回改正で予算を組み込んだと思うんですけれども、今回の予算を立てるときというより、料金を設定するときになんですけれども、給付抑制の効果は、ここには全然、居宅費用と施設費用ということで、特に居宅費用のほうになるんですけれども、給付抑制がないということで組んだんだと思うんですね、まだ。今までのとおりを数字を落としていって、その効果があらわれてきていないというふうに思ってこれを組まれたのか。それともどこかで給付抑制の効果があらわれるというふうに予測したのか。もし今回3年間で、給付抑制の効果があらわれないというふうに思ったら、いつごろあらわれるかというような、そういうようなことも予想したのかどうか聞かせてください。

とりあえず、それをまず聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

国保と介護を通じたご質問ということで、まず介護保険の基金の関係で申し上げますと、平成16年度の決算で、これは9月補正時に補正をしておりますけれども、基金に7,363万4,000円を積み立ててございます。この時点で積み立てによりまして基金……

それと、失礼、話が逆でしたね。失礼しました。9月28日現在で8,866万3,809円、基金の現在高がありました。平成17年度の中で、取り崩しが1,212万8,000円、予算ベースで計上してございました。そのほかに、16年度の決算で7,363万4,000円が基金に積み立てをいたしましたので、12月末で、現在高で1億5,017万4,000円ほど、端数がありますけれども現在高となっております。

それで、18年度当初の予算の中に、基金の取り崩しが2,169万9,000円計上してございますので、予算ベースでいきますと1億2,800万ほどが、基金の18年度末の残高見込みということになりますけれども、18年度からスタートする第3期の中で、通常に計算しますと3,900円程度になりますけれども、200円を減額するに足りる基金の、第3期の末ですね、12年の末で1億5,000万程度は計上できるという見込みの中で算出した結果でございます。

それに伴います第3期の中での介護の抑制効果がどのくらい見込まれるのかという話でございますけれども、新たな予防重視ということで、今回の制度の中で新たに生まれる、いわゆる地域支援事業、新予防給付もございまして、市町村、市が独自に行う地域支援事業の抑制効果ということで、これを行うことによつての効果の目標としては、平成18年度で効果の割合として12%、あるいは19年度では16%、あるいは20年度で20%を、

いわゆる要介護、要支援状態になる方を抑えていく、目標を一応立てて計画してございます。

それから、国保に入りますけれども、国保の基金につきましては、現在高が9億9,462万4,700円でございます。

10億円近い国保の基金があるのではないかと、うお話になりますけれども、現在の国保の支払い状況を平成17年度の中で見ますと、いわゆる給付費と老人保健拠出金、あるいは介護納付金を合わせますと、月々の支払いがもう8億近い、一番多い月で、5月が7億9,800万、次に10月で7億9,500万ということで、もう8億近いお金が毎月支払い、医療費あるいは介護納付金等で支払いをしてございます。これは、広範囲に広がるような感染症でも流行した場合には、9億程度の基金ではなかなか大変ではないかなという感じがしております。

17年度の決算見込み、まだ確定ではありませんけれども、一応16年度までは、県でいわゆるとっています実質単年度収支、これは繰越金あるいは基金繰入金を除きますので、16年度末については赤字でございました。17年度については現行のまま、給付費が伸びないで現行のまま横ばいであれば、何とか実質単年度収支は黒字で迎えられるのではないかと、うふうに想定してございます。

ちょっと答弁が足りなかったかもしれませんが、とりあえず以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 介護保険のところで、

1つだけもう一度聞きたいんですけども、介護保険の会計、17年度、私のところでは予算額しかわからないんです、39億余りの予算額。これがもう今の時期ですから、大体見込み額というのがどのぐらいになりそうなのか。細かい数字要らないです。きっと40億を超えるのではないかなと思う

んです。予算額では39億なんですけれども、予算額が40億を超えて、大体平成18年度が44億4,000ということですので、それよりちょっと低いぐらいの金額を見込んでいらっしゃるのではないかなというふうに想像するんですけども、その17年度の見込み額がどのぐらいになるか、ちょっと聞かせていただけますか。

それと考え方として、基金を1億5,000万、今ある基金をすべて、本当は基金を入れなければ3,900円ぐらいの料金、この見込みで、3年間の給付見込みでやっていきますと3,900円ぐらいの料金になるところだったものを、1億5,000入れるということで。それで1億5,000で200円下げられるということで3,700円。そうすると基金がゼロになってしまうのではないかと、う心配を私は持ったんですけども、どうも今のお話を聞いていたら、この予防事業をやったことによって抑制をされるという、利用抑制が図れるというふうに考えてはいるんですけども、数値上は、私が見た今までの流れの中では、決してその数値を、この居宅費用の額のところに、抑制がされて、利用抑制がされて給付費が減るという数値にはなっていないように思えるんです。

それを見込んでいたら、それにしてはちょっと伸びが大きいなというふうに思うんですけども、要するに抑制はまだ効果があらわれるかどうか、山のものとも海のものとも思わないから、今までの抑制効果がなかったとして給付費を算定していて、3年間をこのぐらいかかるだろうという居宅の費用を合算して、それを1号被保険者の負担が20.1%になりますよね。収納率を97.42でして、それで3年間で割って、それで12か月に割って、それで高齢者の人口で割って1人を出すということをしたときに、もしかするとこの金額は、そんなにぎりぎりの予算を組んでいるのではなくて、

給付をある程度余裕を持って組んだのではないかなというふうに思うんです。

そうすれば、もしそういうふうな考え方であれば、基金を全部使っちゃうよというふうについて200円下げても、3年間終わったときには最終的に赤字になることだけは避けられるって、その確認をとりたくてこんな数字を聞いているんですけれども。

ちょっと私のほうも回りくどいんですけれども、言っている意味は、要するにここで居宅費用と施設費用の費用を算定していたものところが、そんなに利用抑制を考えて組んでないのではないかなというふうに、そこが確認とれればいいんですけれども、それだけちょっと確認とらせてください。

それと、17年度の見込み額、介護サービス費用の見込み額がどのぐらいになるかだけ、大まかな数字でいいですので聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 17年度の給付の見込み額ですが、今ちょっと手元に資料がございませんが、3月補正の中で、給付については総体の枠は動かしてございません。内部の施設系あるいは居宅系での増減はありましたけれども、これについては後ほどお答えをしたいと思います。

3,900円から3,700円に負担を下げたということで、ある程度早乙女議員がご指摘の点も、当たっている部分も正直ございます。

まず初めに、1億5,000万の補てんを、ありきでスタートしたわけではございません。やはりある程度シビアに計算をして3,900円あるいは3,800円、3,700円ということで、1億5,000万か、7,500万か、ゼロかということで種々検討をいたしました。

しかし、現行の介護保険制度は、今、この後、障害者の関係で出てまいりますけれども、いわゆる

自立支援法の制度と全く似通った制度でございます。いわゆる高齢者を対象とした介護保険と障害者を対象とした自立支援が一緒になって、国民介護保険に変わるのとはそんなに先のことではないかなという気もいたします。

そういう点で、やはり従来、1号被保険者に負担していただいた保険料からの基金が1億5,000万あると。これはこの第3期の中で、被保険者の負担を少しでも軽くするという意図で、3,700円という料金を設定したわけでございます。

なお、給付と歳入の関係ですけれども、やはりどうしても歳出については多目に、歳入は少な目という予算組み立ての、昔からやってきた、いわゆるそういった形もございますので、若干給付については余裕を見て計上していることも事実でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私はこの保険料の算定とか会計の組み方としての部分のところでは、必要以上に基金を多く残すということは、そのときにいる人たち、3期の、3年間いる人たちで間に合うだけの基金があればいいという考え方。だから、必要以上に基金を持っているということは、前の人たちが積んでくれたのを後の人たちが使うということになるので、なるべく単年度で回転できるのにちょっと不安なぐらい、不安な部分を入れるぐらいで基金はいいので、今回のように基金をある程度取り崩してしまっただけで、それで料金を上げないというところを使うというのは、それは私も反対ではないんですけれども、ただそういうふうにして基金をゼロにしてしまうのは、足りなくなったって、旧西那須野でやったことは赤字にしまっただけで、県の基金を借りて、要するにその次の人に大幅な値上げをしたということを1回やっ

ておりますので、それだけは避けたいんですよ。

そういうことはあり得ない計算になっているというのだけが確認とればいいんですけども、基金を全部取り崩して3,700円にする。それで実際3年間やって赤字になるようなことはない。どうも歳入のほうは少な目に、歳出のほうは多目に、どうしても安全策をとってしまったということをおっしゃいましたので、旧西那須野の1期目のような赤字を最初から出すということはないんだと思うんですけども、その1点だけを確認させてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えします。

ただいま議員がおっしゃったように、旧西那須野地区の、いわゆる旧西那須野町。第1期の介護保険は、目標に対する実施実績は99.05%ということで、乖離率が0.95ということで、計画と実績が全くうまくいったということですけども、運営する保険者としては非常にぎりぎりの決断で、県の財政安定化基金から借入れをしたということで、大変綱渡りの経緯でございました。

そういったことも踏まえて、第2期あるいは合併に伴う今回の第3期の計画ということで、そういう内容に計画を立てて組み立てた予算あるいは料金体系というふうに認識してございます。

以上です。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにないようですので、議案第2号から議案第13号までの12議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号～議案第16号の

質疑

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、議案第14号から議案第16号までの3議案を議題といたします。

以上に対して質疑を許します。

4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 特に議案そのものに問題があって、質疑をするわけではないんですが、14号の黒磯水道事業会計の表示の仕方と、それから15号の西那須野水道事業会計の表示の仕方、さらには16号の塩原水道事業会計の表示の仕方の整合性の中で、14号並びに16号については、資本的収入に対して資本的支出が多いということで差額が、マイナスが発生しております。

これらについては、いわゆる消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金積立金により補てんするというふうになっておりますが、15号の西那須野水道事業会計についても、同じようにマイナスが、資本的収入に対して支出が出ているということで、同じくその消費税及び地方消費税云々で補てんをするということなんですが、マイナスの表示がされていないということなんです。

これは、合併した後、いわゆる水道事業会計と

いうことで個別の特別会計ではありますけれども、考え方としては同じ当局で掌握をするということであれば、ちょっとやはり、各担当の部分で積み上げてきた結果、整合性がないというふうに出てきているのかなというふうに思いますので、この辺の、私の指摘した点についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

水道部長。

○水道部長（君島良一君） ただいまのご質疑でございますけれども、資本的収入、いわゆる4条予算でございますけれども、不足する分についてちょっと表示が違うというふうに今言われたんですけども、ちょっと不足する額の表示の仕方は、留保資金とか消費税とか過年度積立金とか、いろいろあるわけでございますけれども、それはそれなりの支出の順番をもって充当するようにはなっておるんですが、そのマイナス表示があるとかないとかっていう質疑については、ちょっとわからないんですが。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） では、具体的な例を挙げて申し上げます。

14号でいきますと、黒磯水道事業会計でございますが、この議案資料のほうで、ちょっとご説明申し上げます。議案資料の41ページから14号議案の後ろになるんですが、この具体的な総括表がありまして、42ページから43ページにかけて、その包括の表が載っています。

中段以下が資本的支出の項になっております。前段が資本的収入ですから、資本的収入に対して資本的支出が多いということで、差し引き残額がマイナスの2億7,466万となっておりますね。このマイナスのいわゆる支出に対しての足りない分、これについては消費税及び地方消費税、資本

的収支調整額や当年度損益勘定留保資金等々で補てんをするよというふうに説明がされておりますが、これはこれでいいんですけれども、次の15号の西那須野水道事業会計の総括表の表示にはそういうふうにはなっておりませんので、整合性がないのではないですかというふうなご指摘をされてきておるんです。

したがって、なぜそういうふうなことが出てきたのかといいますと、私が考えるに、それぞれが積み上げて出してきているものですから、最終的にそれらを議案として出すときにはチェックをして、整合をさせて、我々がわかりやすいようにしていただけないでしょうかという意味で申し上げたんですが、いかがでございましょうか。

○議長（高久武男君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 大変申しわけございませんでした。そのとおりでございまして、今後統一して提出するようにはいたしたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○4番（阿部寿一君） 了解です。

○議長（高久武男君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにないようですので、議案第14号から議案第16号までの3議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎議案第28号～議案第32号の 質疑

○議長（高久武男君） 次に、日程第4、議案第28号から議案第32号までの5議案を議題といたしま

す。

以上に対し質疑を許します。

20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） それでは、議案第32号であります。那須塩原市の温泉公園条例の制定についてということで、この中から、第5条、それから6条、それと7条と、この3点について、そのほか、不足については後でまたお聞きをしたいと思うんでありますけれども、まず第5条でありますけれども、この開園時間というんですかね、使用する9時から6時までという、そういうことですね。それで冬期間、12月1日から3月31日まで9時から5時までという、この辺の時間設定に至っては、どういうふうにして決められてきたのか。

またその6条であります。料金でありますけれども、回廊ということで、足湯の回廊では200円という、これ設定された額ですね。これはどうしてこのような算定をしてきたのか。

また、摘要に出てくる割引券等ということで100円。これはこの後に出てきます、次のあれですけれども、33号にもかかわるんですけれども、市内在住と市外と違いますか、外部から来た方の見分けとか、そういうものをどういうふうに判断をされて、こういうものができてくるのかと。

それから、7条でありますけれども、感染症ということでありますけれども、実はこれに当たっては、華の湯という塩原にある公的な温泉施設の中では、やはり感染という面の、疾患の者の対応というものがちょっとなされてないのに、今回たまたまここに出てきたものですから、この見分けですね。どうしてこれを判断していくのかなど。

この3点について、まずお伺いをいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、お答え

をいたします。

まず最初の利用の時間につきましては、歌仙堂及び足湯回廊の利用時間を設定を決めております。通常が9時から午後6時まで。ただし12月1日から3月31日までは午後9時から午後5時までとするというふうな時間割合の設定にしております。これは2つに割ったのは、ご存じのように冬期と夏場の利用で2つに割っているというのが一つでございます。

この時間関係の設定につきましては、検討委員会で十分検討はしたわけなんですけれども、塩原温泉にある観光施設等の利用時間と、あとは旅館に宿泊した方の旅館へ入る時間等の設定と、いろいろなものを検討して、一応時間については、この2つの、夏場、冬場の時間で設定をしております。

次に、使用料関係でございますが、これにつきましても大人200円、子供100円という設定をしているわけなんですけれども、これにつきましても、現在、塩原温泉等にある観光施設の使用料等を参考にして、大人200円、子供100円という使用料の設定をしております。

次に、割引券の関係でございますが、現在、塩原温泉では、宿泊者等に対しまして、塩原温泉にある観光施設等を利用する場合に、割引券というようなものを発行して事業をしております。そのような事業にここも乗りまして、ここを利用する場合には、割引券を使った場合には安くするというふうな考えで、この条項をのせております。

次に、感染関係でございますが、一応これについては、時間的にもあれなんですけど、早急にどういうふうに見分けるかというのは、いろいろこれは問題があると思いますので、そこら辺は早急に検討していきたいと考えております。

もう一つ、市内と市外の見分け方というのは、

いろいろ提示してもらおう等が考えられると思いますが、これについてもただいま申しした感染症との絡みとあわせて、検討委員会のほうで十分、早急に検討していきたいと、このように考えております。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） まず、5条でありますけれども、ほかの旅館あるいはホテル等の利用客の動向を見て検討委員会でなされたというわけでありまして、本来この施設をつくると、やはり観光地の施設ですよね。観光に来た方、市内はもとよりここに足を運ぶ方もいるわけでありまして、その方たちをどう観光していただくかと、こういう面で考えてみた場合、どうしてもこの設定時間では、6時という時間が果たして、これ検討委員会でなされてきたというけれども、その中でいろいろな意見は出なかったんですか。

というのは、華の湯関係でも、時間を見てみますと、やはり10時から9時までという。あるいは塩原にありますもの語り館においても、その辺の時間といいますと、やはり8時30分から午後9時までという、そうした時間を勘案しますと、やはりこの足湯が、果たして本当に、6時で閉めてしまっているものかなという疑問になるんです。だからその辺のところ、地元の検討委員会等で、どのような意見が出てきたのかなということをまず伺いたい。

それと、湯っ歩の里の料金でありますけれども、果たして200円で、足湯だけで200円かけるかな、そう思うんです。確かに施設に入るのに、これは100円ぐらいはしょうがないけれども、もう足湯は自由だよと。中を利用するのは、見学しても自由だよと、そういう考えはなかったのかなと。

やはり観光地の施設ということをやらず頭に置いていただきたいというのは、検討委員会の中には

そのプロもいるわけですが、そんなところはどうかかなと。もう少しその辺のところ詳しくお伺いをしたい。

感染症あるいは外部の人間はこれからというんですけれども、もう4月、これはもう大体夏過ぎ、秋にはもうできるわけでありまして、その辺のところを早目にクリアしないと。

見分け方ですけれども、33号はもう市全体のこれ料金設定の中で、長寿センターもしかり、ほかの施設も、市内との格差をつけてあるわけですから、この辺は33号でお聞きはしたかったんですけれども、ここで聞いてしまいますけれども、それが果たして本当に完全にできるのかな、また証明するものは何かな、ここだと思えます。そこを徹底していない限り、この格差つけた意味がないのではないかと。

それと、やはりつけ加えたいのは、ここに検討委員会でなされた条例の制定になりますけれども、中の飲食関係がまず載ってない。公の場から載ってないのか、観光地のこういうところに、いや飲み物の自販機もない、あるいは食堂もないというものが果たしていいものかどうかと。

はっきり言って、ほかの施設、これ自動販売機、実際にアルコールまで売ってますよね。町の施設か公の場も置いてですね。そうした考えの中からすると、本当にこれでいいものかと、ちょっと疑問を投げかけるんですけれども、その辺のところをもう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 時間の設定については、検討委員会でも相当議論はしたわけでございます。

いずれにしても、足湯という判断で、ただいま出ました華の湯とか、全身浴の温泉ではなくて、足湯のという利用形態を考えますと、ほかの温泉

施設、今出ました華の湯とかそういうのは9時ごろまでの利用はできるんですけども、この足湯の施設については、今ここで条例でうたっている時間でも問題ないだろうというふうなあれで時間の設定をしております。

ただ足湯、要するにここで言うておりますように、歌仙堂と足湯回廊については時間制限等がありまして、公園自体は24時間入れるような施設になりますので、あそこに入ってそのほかの施設等を見るとか利用することは、これは24時間可能になっておるわけで、あくまでも建物の中の歌仙堂と足湯についてはこの時間で利用するというように設定をしておりますので、そこら辺で時間的には検討をしております。

あと200円の使用料のことなんですけれども、これにつきましても、先ほど申しましたように、足湯で200円取るのかというのも、いろいろ議論の中にありましたが、塩原温泉、その施設、観光施設等を考慮しますと、ある程度の負担は必要だろうということで、観光施設、一般的な、並みの使用料として200円という形で使用料は設定をしております。

あと先ほどの売店関係等につきましては、条例の中に第8条でうたっておりますが、目的外の使用許可ということで、この中で歌仙堂、歩廊、駐車場等については、市長の許可があれば目的外の使用できるということで、この条項の中で、今言った自販機とか、そういう申請があれば、この条項で許可していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） では、条項の中で、飲食関係は、これからの申請次第だという判断でございます。

それから、やはり公園でありますので、これか

らライトアップとかいろいろ、地元としてはやはり考えているわけです。だから6時以降、やはり今、宴会終わってでも、ちょっとふらっと、ふらっというのはおかしいですけども、散策をしようとか、あるいはもっと早目に来て、朝一でちょっと入って帰ろうとか、そういうアイデア、もっと観光地としての、施設としての利用性というものを、もう少し加味していただいて。

これは委員会もあるわけですから、もう少しその辺を考えていただいて、ちょっとこれでは私は難しいのかなと、本当にお客さん喜ぶかなと疑問なものですから、その辺のところをもう少し検討委員会でよくすり合わせをしていただきたいと思います。

あとはオープンまで、まだ時間はあるわけですから、その辺のところを考えていただくということで終わりにします。

○議長（高久武男君） 次に、1番、岡本真芳君。

○1番（岡本真芳君） 1番、岡本でございます。

ただいま水戸議員から出た内容と同じなんですけれども、ちょっと追加してお伺いいたします。

その飲食に関してなんですけれども、この施設は、当然指定管理者による管理ということになるみたいなんですけれども、例えばここで飲食の部分も、軽食を出すとか生ビールを出すとかという部分も、この指定管理者のほうでということ考えているか、もしくは自販機しか置かないのか。

あと、この料金を見たときに、これは僕は貸しタオルとかタオル代ぐらいなのかなという感覚で見たんなんですけれども、タオルはつかないのかどうかをお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 第1点の指定管理者の絡みにつきましては、当初につきましては、この施設は直営で実施するようになっております。

条例上、いずれ実績等出た段階で、何年か先に

は指定管理者制度のほうへ持っていく計画で、条例上は指定管理者制度の条項が載っておりますが、当面の開設については直営でやるというふうに考えております。

それで、自販機とか飲み物とかの、いろいろそういうタオルとかっていう問題につきましては、今ここで申し上げられないんですけども、今後検討委員会の中で十分早期に検討していきたいと考えておる。ただ、自販機につきましては、先ほど言いましたように、置ける場所等が条例で指定してありますので、申請があれば許可していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 次に、5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 議案の第28、29号の国民保護計画条例について質疑いたします。

いよいよ地方自治体のほうにも、こういった条例をつくるようにということに来ております。この場合、地方自治体の使命は住民の命と身体及び財産の保護をすること、こういうことが目的なんですけど、国民保護法において基本的人権が必ず保障されるのかという問題。

それから、自衛官の話が出てきます、内容の中に。その自衛官は自衛官のまま協会というのか、自治体の中に入ってくるのか、それとも非常勤とかそういう形で、自衛隊の籍を抜いて入ってくるのか、そういうこともあわせて。

それから、学校における国民保護法への対応はどのようになるのか。これあわせてお聞きしたいと思っております。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 3点ほどご質疑がございました。

まず国民保護法、私どものほうで今度は、那須塩原市の国民保護計画というのを策定していきたい

いというふうに考えておるわけですが、基本的人権が保障されるのか否かというのが一つございました。これは保障されるというふうに私ども思っております。

それから、自衛隊の方が、この協議会に入ってくるという形になることが想定されるわけですが、現職のまま入ってくるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、学校関係の教育の関係ということでございますが、これにつきましては、今後教育委員会等々とも十分調整をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 基本的人権が保障されるというお話でした。

片方において、こういった条例ができると、平和とか憲法9条の精神からいって、どうしても心情からいって納得できないという職員が出た場合に、罰則規定とかそういったものが私、あるように聞いております。その点はどうなんでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 現在、上程しておりますこの条例の中には、そういった職員の罰則規定といったものは全く考えてはいないわけでございますけれども、あくまでもこれは国の法律に基づいて各自自治体が、おのおのの考えに基づいて計画なり協議会なりを策定をするというふうな形でございます。あくまでも私は現時点では、これは職員に対しては職務であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） その協議会の委員の定数は35人以内とするというのものもあるんですが、こう

いった構成はどういった人々が入ってくるんでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 申し上げます。

協議会の会長でございますけれども、これは法律で市長がそこに当たるということになっております。

そのほかのメンバーでございますが、助役、教育長、それから消防長、それから指定地方行政機関の職員、これは県等々でございます。それから自衛隊に所属する長官の同意をする者、これが先ほどの自衛隊の方ということになります。それから、当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関等々というふうなものがございまして、幾つかのやはり公共的な機関がございますので、そういったものの方々。それから専門家、有識者、そういった方々が35名以内と。というようなメンバーの中に入られるというふうに予定しております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、議案第28号から質疑いたします。

武力攻撃事態等が起きるということを考えて、国は何のためにこんなものをつくるのかなというふうなのは、率直な感想なんですけれども、国からつくれということで条例をつくってくるんだと思うんですけれども、今回の国民の保護のための措置に関する法律を受けて、それで国民保護協議会条例を制定するわけですが、この条例の中で制定して委員を決めるわけで、35名。それで、先ほど委員として、自衛隊員とかも入るということで、市長、助役が入ってくるんだと思うんですけれども、防災会議の委員とダブっているように思うんです。防災会議の委員の中で、消防団関係なんかも入ってくるのかなというふうには思うんです

けれども、その防災会議の委員は、大体すべてこっちに同じメンバーが入るんですかね。それをちょっと聞かせていただくのと。

あと自衛隊の、毎日来ているわけではないから、協議会の開催されるときだけ来るから、自衛隊の職員は現職で来るんだと思うんですけれども、どこから連れてくるとかというのがあるんですか。要するに自衛隊があるので、県内の自衛隊から連れてくるとか、それは確実にどこからか、もう指名されてあてがわれて来るものなのか、その辺のところは、どういう手順で自衛隊は来るんですかね。それをひとつ聞かせてください。

あと国民保護に関する経験者というのが入っているんですけれども、国民保護に関する経験者というのは、具体的にどんな人を指すんですか。何かイメージが私にはわからないんですけれども。

それと、条例設置の趣旨のところ、国民保護協議会の組織というのは実際に何をするとところなんでしょうか。これは国民保護計画を立てるという組織なんですか。そのやる内容を具体的に、この協議会というのは何と何をやるのか、どういう場合に開催されることがあるのかということ聞かせてください。

その組織運営に関し必要な事項を定めるというんですけれども、その必要な事項ってどういう事項なのか、具体的にこれとこれとこれっていうのを、わかったら聞かせてください。

あと29号のところ、やはりここでも必要な事項を定めるというんですけれども、具体的に必要な事項って、具体的に何のことなんだっていうのがわかったら、まだ必要な事項を、これからどこからか通達されてくるのか、もう既に必要な事項って、決めなければならない事項っていうのが示されているなら、それ示してください。

それで、あとこの組織上必要な職員は、市の職

員から市長が任命するというのであります。ですから、先ほど総務部長は職務であるというふうに言われたんだと思うんですけども、実際にこの内容的なことを考えると、職員としてこういうことにかかわりたくないということで拒否するということは、実際にできるものなんでしょうか。職務拒否ですよ、そうすると。

だから、この法律ができるときに、地方自治体の職員は巻き込まれるよと、有事のときには巻き込まれるよと言ってたのがこれなんだと思うんですけども、そのとき拒否するということが可能かどうか。

そしてあと、拒否したときは、実際に、先ほど条例上は罰則とかはないみたいですけども、でも実際に職務を拒否するということがどうということなのかあったら、その何か拒否したときどうなるかというのがありましたら、それを聞かせてください。それが29号。

30号議案のところでは、ここで自立支援審査会の委員の定数を決めていますけれども、15人以内。この15人以内でということなんですけれども、1チーム何人ぐらいで何チームつくって、そしてそのメンバーの資格。素人でもいいというはずはないと思うので、その資格者というのは何か考えていますか。それを聞かせてください。

それと、次に31号議案、堆肥センターの条例のところでは、ここで料金、手数料が書かれていますけれども、生ごみkg 5円で、これkg 5円というと、清掃センターでのごみ処理費kg 5円でしたっけ。このkg 5円というものが、どういうことから引っ張ってきた金額なのか。

あと今後、時々この堆肥センターのやりとりのときに、食品リサイクル法の施行と関連して、ここを利用したいみたいなことも時々、何で家庭の

生ごみ入れないんだとかっていうと、必ずそれが出てきたような気がしたんですけども、そうしたときに、kg 5円はないよね、もっと事業系のごみだったら高くてもいいよねといったときに、この生ごみというのは、食品リサイクル法の施行前であって、施行のときはまた考える意味が出てくるものなのかどうか聞かせてください。

それと32号で、温泉公園の条例の制定のところでは、ここで指定管理者、先ほども出ていましたけれども、将来的には指定管理者でやりたいんだなというふうなものを、最初の条例の中から盛り込んできてつくっているなということはわかるんですけども、このところで、直営でやるがために、この施設の管理をするので、この副所長を置くという、ここで所長を置かないでなぜ副所長なのか。これ何か意味があるのかどうか。

それで、指定管理者となったら、もちろん事業者に行ってもらうわけですから、そうすると指定管理者までのポストなのか。そういうことを絡めて副所長というのか。所長はだれがやるのかというふうに思ったので、そこがわかたら聞かせてください。そこまでです。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） それでは、幾つか質疑がございますので、お答えをさせていただきます。

まず、国民保護協議会のメンバーの質疑がございましたが、防災会議のメンバーの方々とほぼ同様ということでご理解をいただいて結構だと思っております。

それからもう一点、自衛隊はどこからというご質疑がございましたが、現在のところ、宇都宮市にございます第12特化連隊というのがございます。そちらのほうから出席をいただくということで考えております。

有識者は一応OB、そういったものに精通した方々のOBということです。

それから、28号、29号、この2つに重ねて条例の中で、この条例に定めるもののほか国民伝々というのが必要な事項は別に定めるといふようなもののお話でしたが、この組織の運営に当たって、もろもろのやはり取り決めが必要になってまいります。それは別に定めたいといふふうなものでございます。

それから、最後に協議会の役割といふふうなものがございました。法律に、その所掌事務等々が記載されておりまして、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村国民保護協議会、通称市町村協議会を置くといふふうになっております。これは、法の第39条に規定をされておるところであります。

市町村の役割としては、保護の計画を策定することになるわけですが、この保護計画の策定に当たっては、あらかじめ市町村協議会に諮ることといふふうな規定がございます。これは第39条の第3項といふふうなものにございました。その中の規定で、私どものほうとしては、こういった条例等々を制定をしたいといふふうな形で考えているところでございます。

なおかつ、市町村協議会の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めよといふふうな規定がございます。これは法の第40条に規定されております。

以上のことから、こういった条例等々の上程ということになったわけでございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 議案第30号につい

てお答えいたします。

審査会は合議体方式をとってしまして、1合議体5名で3合議体といふふうになりますが、当面は2合議体でスタートをしたいといふふうを考えております。

メンバーの資格につきましては、医師のほか社会福祉司、精神保健福祉司、あるいは臨床心理士が適当だといふふうにされております。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 1点、答弁漏れがございました。職員の関係ということでございますが、先ほども高久議員さんにお話を申し上げたとおり、職務命令ということで私ども考えているところでございます。

この職務命令に違反をした場合には、それなり of やはり処分といったものが必要になってくるであろうといふふうに、現在のところは考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、議案第31号の手数料関係についてお答えをします。

この生ごみの処理料の10kg50円という、これにつきましては、市の事業系のごみの処理料の値段と合わせて同じ値段になっております。

次に、議案32号の温泉公園関係の第14条の湯っ歩の里の所長、副所長の絡みですが、所長につきましては観光課長を考えております。副所長につきましては非常勤の特別職を考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では1点、29号のところ、この組織の必要な職員、職務であるといふことで、何らかの処分があるといふふうに思わ

れるわけですか。

ということは、地方公務員の職務違反に関して、これに該当するであろうというような処分というものは、どのようなものが想定されるというふうにお考えですか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） まだ前提のお話はなかなか難しいと思います。これについては、そういった事態が起きた場合、私どものほうで定めておりますいろいろな処分等々の方法もございます。そういった中で、照らし合わせながら、対応をさせていただくというふうなお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 車座談議のように希望があった人を当てるとかっていう、そんなことはないんですか。事前に、私は、要するに良心の兵役拒否みたいなもので、私はこういうもので、実際に沖縄戦があったときには何をやったかという、国民守らなかったわけですから、国民保護法なんていうのは、実際に国会の答弁なんかでもやりとりを聞きまして、国民は守らない、国民を守らないことの先頭に立つのは良心的に地方公務員として嫌だという方があったときの処分ってどうなるのか、それを想定がなされてないで職務だからということであるというのは、そんなことはきつくないと思うんです。

想定の上だったのではないのかな。公務員が拒否することができない、そして、それを拒否したときには何らかの処分がある、そういうことは織り込み済みだというふうに私は思うんですけども、本当にそういう部分は、どういうことになるかというのはまだわからないということなんです。それだけ確認させてください。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） ちょっと議論がすれ違っている部分があるわけですが、私ども自治体の職員が、武器を持って攻撃をするものではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

〔「そんなことわかって聞いてます」という人あり〕

○総務部長（君島 寛君） 避難、救援、被害の最小化に、この3つの柱があるわけです。これを市町村の職員がやりましょうという内容なんです。その辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 所管の事項でもありますので、本当は委員会と思ったんですが、条例案件でするので、あえて質疑をさせていただきます。

第31号議案、堆肥センターの条例でございますが、ここの11条で、堆肥センターが処理する資源の種類と量は規則で定めるというふうにならわっております。

すなわち、この規則で定める資源の種類と量というものは、堆肥センターの概要の中で説明されている内容でいいのか。つまり、これは日算で換算しますと……、年間のほうがいいのかしら。日算ですと、生ごみが2.2t、牛ふん尿92.6t、おがきが8t、こういう理解でよろしいのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） そのとおりでございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） そうしますと、この6条との関連性についてちょっとお聞きしたいんですが、

例えばこの11条で、規則の中で資源の種類と量を定めて、その量に総量、足らない状態がしばらく続いたというときには、この6条の条項の中で、あらかじめ許可を受ける場合には市長の許可を受けなければならない、利用する場合ですね。

こういうふうに定められておるわけでございますけれども、これは当初始まりが塩原地区を前提としたものでありますけれども、11条の規則の中で定めた量に足らない場合、6条で改めて当該地区以外、つまり黒磯地区、それから西那須野地区からの受け入れも含めて、いいですよという意味を込めた6条の条文というふうに解してよろしいかどうか、これを確認したいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 6条でうたっておりますのは、塩原地区という文言は一切うたっておりませんで、今、阿部議員の考えのとおりでございます。

○4番（阿部寿一君） 了解しました。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにないようですので、議案第28号から議案第32号までの5議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

◇

◎議案第33号～議案第42号の

質疑

○議長（高久武男君） 次に、日程第5、議案第33号から議案第42号までの10議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、33号議案のところで、ここで6条の4条第2項を削るということがあるんですから、これは直営とするということで削るという理解でよろしいのでしょうか。

それとその次に、第5条のところの別表のところで、デイ・サービス施設が無料ということになりましたけれども、このデイ・サービスというのは、元気アップデイのことでしょうか。要するに元気アップデイを利用する人からは施設料を取らない。元気アップデイならばデイはシルバーに委託、指定管理者になったんではしたか。そうすると指定管理者からは、施設使用料は取らないで中の管理だけ、だからこういうふうになったのか、この辺のちょっと。

あと社協のところで、長寿センターの中で、介護保険の部分のところは施設利用料を取ると言っていたので、でもそれを無料にっていうのは。このデイって、元気アップデイなのか、それとも社協の運営している、あそこでやっているデイのことなのか、ちょっとそのところを明確にしていただけないでしょうか。

その次に34号のところで、ここに何ていうことなく3条の第5項に次の1項、1号を加えて、その他市長が必要と認めるものということを防災会議のところに加えたんですけれども、ここも国民保護協議会との関連で連動してきますので、それでこれを入れるようにしたのかどうかを確認です。

その次に35号ですけれども、ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、今回新たに非常勤の特別職の報酬というものを、必要とするものがここに入ってきたんですけれども、逆に私は入ってきたものではなくて、この中、ここから、例えばグリーングリーンの館長とか副館長、指定管理者

にしたので、今回削除しなくてもよかったのかどうか。それとも4月になるまでは条例を置いておかなければならないので、4月以降にそういうものが出てくるのか。それで、最終的にはここに、湯っ歩の里の副所長は、指定管理者になったときには、やはりこれは削られてくるものなのかどうか、そこをちょっと聞かせてください。

それからあと、42号のところ、介護保険条例ですけれども、こここのところで、地域生活圏を10か所つくったと思うんですけれども、そこに地域密着型サービスの必要量とその保護のための方策をとらなければいけないというふうに、16条の2で書いてありますけれども、この必要生活圏というのが、すごくばらつきがあるんです。黒磯は7か所、西那須野が2か所、塩原が1か所ということで、人口も高齢化率もばらばらで10か所、日常生活圏をつくっていると思うんですけれども、そういうときに地域密着型サービスの必要量の確保というのできるものなのでしょうか。すごくへんぴなところだと、なかなか地域密着型のサービスができにくいと思うんですけれども、この日常生活圏ごとのという部分が、すごく私ひっかかったんですけれども、これ何を考えてこういうふうにかかれているのか聞かせてください。42号ですからここまでですね。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

まず、健康長寿センター条例関係ですけれども、健康条例のうち、12号の管理運営の委託に関する条項を削りまして、第13条の委任事項を順々に繰り上げる改正でございます。

次に、塩原保健福祉センター条例につきましては、まず題名が塩原保健福祉センター条例であるにもかかわらず、第5条で施設として1から3ま

で、保健福祉施設、デイ・サービス施設、高齢者居住施設というふうにならざるを得ないけれども、題名が塩原保健福祉センターですから、こういう表現は改めて別表に組み込む形の改正をいたしました。

なお、改正前、デイ・サービス利用者について入浴施設、1回100円ということでございましたけれども、これにつきましては、デイ・サービス事業の利用料として100円をいただいておりますので、あえて入浴休憩室の中にデイ・サービス利用者を含めることはしないで除いたところでございます。

それから、議案第42号の介護保険の介護事業改革の中の地域密着型サービスの関係ですけれども、那須塩原市を地域密着、いわゆる日常生活圏域、10圏域に分けたものですから、それぞれの圏域の中で、施設の充足度については若干のばらつきがございますが、そういった日常生活圏域の中で地域密着サービス、それぞれのメニューがございますけれども、実施をしていくという考えでございます。

なお、全体的に西那須野地区は、東部地区、西部地区ということで、包括支援センターも2か所、地域も、日常生活圏域も2か所ということに当面なりますが、人口あるいは要介護認定者等も多い地区ということで、将来的には見直しも考えていかなければならないと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 34号の条例案につきましてご質疑がございました。

28号議案の中でも申し上げましたとおり、このメンバーについては、国民保護協議会のメンバー、また黒磯市の防災会議のメンバー、同様な形にし

たいということ考えておりました、この1項を加えさせていただきます。

想定されますメンバーということではございますけれども、一応先ほどの国民保護協議会のメンバーと同様ということでご理解いただければ結構だと思います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） よろしいですか。

〔「指定管理者が始まると、これ」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 塩原温泉湯っ歩の里副所長というふうなご質疑がございましたが、これについては開設後もずっと継続をして設置されるというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 35号のところで、こういうふうないろいろ施設ができると、そこへ所長を置くとか副所長を置くということなんでしょうけれども、これは指定管理者が始まったときは、までの措置かということを知っていたので、その後までもこういうものが置かれるのかどうかということ。そうしたら逆に、グリーンGREENの館長とか副館長というのは、今回指定管理者が、あと何日間かあるから今回の条例では廃止できなくて、それで6月のときに出てくるのかなと思ったので、それとあわせて聞いていることです。

それと、42号の日常生活圏ごとの、日常生活圏を設定して黒磯が7か所、西那須野が2か所って、西那須野の2か所は何かわかるんですけども、黒磯の7か所は、何せ在介センターにそのままですから多い、逆に少ない、西那須野のように少ないのではなくて多過ぎて、すごくへんぴなところまでも含めて1か所にしているんです。そこに、

この地域密着型サービスの必要量の確保ということが、事業者がそこに張りつかないですよ、地域密着型のサービスがね。へんぴなところにはなかなか。みんな便利なところに集中してしまっていますので、そうしたときにこの必要量とその確保が、行政が持たなければならないということができるのかなって。でも地域密着型の考え方が、市内ならどこでもいいみたいなサービスはというふうに変ってきていますので、その圏域になくてもいいという解釈であればいいんですけども、そうすると何で日常生活圏を設定したのかなというふうな疑問、逆に矛盾が出てきてしまうので、そのところをわかりやすく教えてください。

それと、33号のところの第5条のセンターに別表ですよ。ということは、長寿センターの条例の中の別表というふうに考えてよろしいんですよ、この表というのは。

そうしたときに、このデイ・サービスという部分のところ、これは元気アップデイでいいですよ。そういう理解でいいですよ。あそこに、元気アップデイではなくて介護保険のデイ・サービスもあるものですから、それでちょっと聞いたんですけども。それが全然そこ、何の境もなく、デイ・サービスの利用者だったら施設を無料。でも、入浴施設を使うのと分けたということは、ただ……。ここら辺のところ、ちょっと関係整理して、私なんか頭の中でこんがらがっているのを、整理して聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

早乙女議員がおっしゃっているのは、塩原保健福祉センター条例の中の5条。

〔「上の5条じゃなくて」と言う人あり〕

○市民福祉部長（田辺 茂君） ということでしょいか。

〔「はい」と言う人あり〕

○市民福祉部長（田辺 茂君） 先ほどお答えしたとおりでございます。

〔「はい、すみません。私の勘違いです」と言う人あり〕

○市民福祉部長（田辺 茂君） それと、介護保険の改正でございますけれども、この圏域、那須塩原市の特徴ということです。

全体的に施設への入所というのは横ばいで、居宅介護が利用としてはかなり増加してくるということで、地域的にもある程度居宅への取り組みというものが評価されているというふうに認識をしてございます。

そういったことで、そういったものを参考にして、要介護状態の悪化予防と、在宅においても24時間、年間で365日のケアが行い得る、いわゆる居宅サービスを優先的に、この対策費の中でも実施していこうという考えのもとに、いわゆる10か所の日常生活圏域を定めて実施をしていくという考えでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 先ほどは失礼をいたしました。35号の関係でございますけれども、塩原温泉湯っ歩の里副所長の関係、これは、指定管理者制度に移行をしますときにはなくなるというふうな形でご理解をいただきたいというふうに。

○議長（高久武男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時09分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時19分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程5に対してございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 他にないようですので、議案第33号から議案第42号までの10議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたしました。

—————◇—————

◎議案第43号～議案第47号及び議案第50号～議案第51号の質疑

○議長（高久武男君） 次に、日程第6、議案第43号から議案第47号まで及び議案第50号、議案第51号の7議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 議案第43号のところで、この43号、土砂等の埋め立て等による土壌の汚染に関しての、それを防ぐための条例だというふうに解釈しております。これはもう既にある条例の改正です。

最初にこの条例を制定するときに、私、小規模特定事業者、これが3,000から1,000㎡、面積で、事業者を指すということで、その面積が1,000㎡

以下のところをどうするんだということを言ったんですけども、この辺のところ、1,000㎡以下のところは、相変わらずそのまま小規模なのでということで何も行わないということなんですか、それが1つと。

それと、今回のところで、周辺住民等への事業の内容を周知する責務が負わされていたりとか、当該土地所有者の同意の取得を義務づけるとかということで、大分この条例が厳しくなったように思うんですけども、具体的に事件が起きているのでこういうふうに条例が厳しくなったんだと思うんですけども、その辺のところ厳しくした理由というものを聞かせていただけないでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 43号議案ですけども、今厳しくなった理由ということですけども、例えば同意の関係です。所有者の同意も必要とするよというのは、知らないうちに、土地所有者が知らないうちに埋められるとか処分をされとかっていったような一つの部分が、そういうことも考えられるというか。これは実際に全国的な部分ではございます。

そういった意味では、土地の所有者がそれを知っているという意味では、同意をとることによって所有者もわかるような形になる。

それから、一番最初に、冒頭に議員が言いました1,000㎡未満ですが、内容によってはその1,000㎡未満も今回は一つの適用になる部分が出てくると、そういったところは厳しくなったところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 厳しくなったということで、土地所有者の同意を得ないでやってしまう

というのは、それは不法投棄というものだと思うんですけども、不法投棄にまで、この土地所有者というのは、ある程度義務を重ねるということ、そういうふうな理解になるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） そうではなくて、実際に土砂の埋め立て等をする場合に、確かな土地の所有者が、それを承知しているというか同意をしてるよというような確認をしたいということで、不法投棄を土地の所有者が一方的に負うということではないと考えております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） あと小規模特定事業者及び許可未満規模の埋め立てに安全基準を適用するという事なんですけれども。ということは、さっきの1,000㎡以下でも適用になるという理解でよろしいのでしょうか。

私は、これを最初の条例のときに適用せよと言ったんですけどもできてなかった。それを適用することになったということは、やはり小規模のものでも何か問題が起きていたという解釈でこういうふうな条例の改正になったのかどうかということと。

あと3,000㎡以上のところでは県が対応するということになるわけなんですけれども、それまでの間、市町村ができるという、早急に対応しなければならぬことで1,000㎡以上3,000㎡未満のところは、市のほうがすぐに原状復帰をさせるとかということでできるわけですけども、3,000以上のところだと、県のほうの規制になるわけですので、その辺のところでの連携として、迅速に県が対応できないときには市のほうでも対応できるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 市としましては、

1,000㎡未満の安全基準というのもありますけれども、1,000㎡以上3,000㎡が条例の範囲となっています。

そういった意味では、直接の対応3,000㎡以上を市がやるということにはなりませんので、その辺は県とは連携を密にして進めたいと、そういうふうを考えております。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

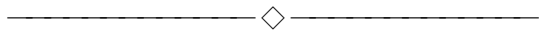
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにないようですので、議案第43号から議案第47号まで及び議案第50号、議案第51号の7議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。



◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分